

# あきた

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## 目 次

### 教 委 規 則

- 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則（第1号）……………1
- 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第2号）……………2
- 秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（第3号）……………2
- 秋田市民館管理運営規則および秋田市民館運営協力委員会規則を廃止する規則（第4号）……………2
- 秋田市將軍野高齢者学習センター管理運営規則の一部を改正する規則（第5号）……………2

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第1号）……………2
- 秋田市新屋前野町の一部の街区区域の変更について（第2号）……………3
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第3号）…3
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第4号）……………3
- 平成29年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第5号）……………3
- 平成29年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第6号）……………3
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、休止および廃止について（第7号）……………3
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第8号）……………4
- 行旅死亡人の取扱いについて（第9号）……………4
- 行旅死亡人の取扱いについて（第10号）……………4
- 指定代理納付者の指定について（第11号）……………5
- 許可地縁団体の告示事項の変更について（第12号）……………5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第13号）……………5
- 都市計画の変更について（第14号）……………5
- 道路の区域変更および供用開始について（第15号）……………5
- 秋田市議会臨時会の召集について（第16号）……………6
- 指定居宅介護サービス事業者の指定について（第17号）……………6
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第18号）……………6
- 住民票の職権消除について（第19号）……………6
- 行旅死亡人の取扱いについて（第20号）……………7
- 行旅死亡人の取扱いについて（第21号）……………7

- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第22号）……………7
- 行旅死亡人の取扱いについて（第23号）……………7
- 災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定について（第24号）……………8
- 災害対策基本法による指定避難所の指定について（第25号）8
- 許可地縁団体の告示事項の変更について（第26号）……………8
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第27号）……………8
- 区域内にあらたに生じた土地の確認について（第28号）……………8
- 字の区域の変更について（第29号）……………8

### 教 委 告 示

- 教育委員会臨時会の招集について（第1号）……………9
- 教育委員会定例会の招集について（第2号）……………9

### 農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第1号）……………9

### 上 下 水 道 局 告 示

- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第1号）……………9
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第2号）……………9

### 公 告

- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………9
- 建築基準法により位置を指定した道路の一部廃止について…9
- 入札参加希望者の公募について……………10
- 入札参加希望者の公募について……………12
- 予防接種法による定期予防接種について……………14
- 入札参加希望者の公募について……………14
- 入札参加希望者の公募について……………15
- 農用地利用集積計画の策定について……………16
- 入札参加希望者の公募について……………16
- 財政報告書の公表について……………17

### 上 下 水 道 局 公 告

- 受益者負担金の賦課対象区域について……………42
- 受益者分担金の賦課対象区域について……………42

## 教 委 規 則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月25日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第1号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

秋田市立東小学校、上北手小学校共同調理場	東小学校および上北手小学校
----------------------	---------------

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月25日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第2号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第14号中「、公民館」を削る。

第18条を削る。

第19条の見出しを「(將軍野高齢者学習センターの分掌事務等)」に改め、同条中「昭和63年秋田市条例第30号」の次に「。以下「高齢者学習センター条例」という。」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 分館に関すること。

第19条に次の2項を加える。

2 高齢者学習センター条例第3条の規定による分館の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田市土崎みなと会館	秋田市土崎港中央六丁目4番16号

3 前項の分館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 生涯学習および社会教育活動の集会に関すること。

(2) 地域の自治活動等の諸集会の利用に関すること。

第19条を第18条とし、第19条の2を第19条とする。

第27条第1項の表第3号および第2項の表第6号中

自然科学学習館 公民館 図書館	を
-----------------------	---

自然科学学習館 図書館	に
----------------	---

改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月25日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第3号

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和52年秋田市教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「および公民館」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市公民館管理運営規則および秋田市公民館運営協力委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年1月25日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第4号

秋田市公民館管理運営規則および秋田市公民館運営協力委員会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 秋田市公民館管理運営規則（昭和32年秋田市教委規則第4号）

(2) 秋田市公民館運営協力委員会規則（昭和48年秋田市教委規則第2号）

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市將軍野高齢者学習センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月25日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第5号

秋田市將軍野高齢者学習センター管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市將軍野高齢者学習センター管理運営規則（昭和63年秋田市教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」を「第4条」に改める。

第3条ただし書を次のように改める。

ただし、土崎みなと会館にあっては、4月1日から9月30日までの間については午前6時から午後9時まで、10月1日から翌年3月31日までの間については午前7時から午後9時までとする。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の使用時間は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービ

事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成30年1月5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 みらい	みらいケ アセンター	秋田市川尻 上野町1番 19号	平成29年 12月31日	訪問介護、 介護予防訪 問介護
株式会社 パリケア 秋田	パリケア 秋田居宅 介護支援 事業所	秋田市泉中 央二丁目11 番10号	平成29年 12月31日	居宅介護支 援

#### 秋田市告示第2号

秋田市住居表示に関する条例（昭和38年秋田市条例第17号）第2条の規定により、秋田市新屋前野町の一部について、街区の区域を変更するので、次のとおり告示する。

平成30年1月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 街区の区域  
別図(1)（省略）を別図(2)（省略）とする。
- 2 変更期日  
平成30年1月5日

#### 秋田市告示第3号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成30年1月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
    - イ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成29年12月4日から同月22日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成30年1月25日から同年7月25日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用

者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

#### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

#### 秋田市告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年1月12日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店  
秋田市牛島東七丁目16番38号  
工 藤 圭 介  
セブンイレブン秋田セリオタワー前店  
受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店  
秋田市牛島西二丁目5番5号セジュール開成103  
福 田 勉  
セブンイレブン秋田南通宮田店

#### 秋田市告示第5号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年1月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
秋田市南通築地7番26号  
グレースメモリー3B107号  
鈴 木 雅 之
- 2 送達すべき書類の名称  
平成29年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

#### 秋田市告示第6号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年1月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成29年度国民健康保険税納税通知書

#### 秋田市告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年1月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
あいば歯科医院	秋田市茨島二丁目3番2号	平成29年12月11日
専仁堂薬局	秋田市牛島東一丁目2番7号	平成29年11月30日

2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
松浦医院	秋田市将軍野南一丁目14番73号	平成29年9月27日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
松浦医院	秋田市将軍野南一丁目14番73号	平成29年12月31日
おときた歯科医院	秋田市牛島東二丁目2番39号	平成29年8月30日
あいば歯科医院	秋田市茨島二丁目4番6号	平成29年12月10日
専仁堂薬局	秋田市牛島東一丁目2番7号	平成29年11月29日
スタ薬局	秋田市手形からみでん5番28号	平成29年12月30日

秋田市告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年1月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
ケアハウススプリングヒル	秋田市泉菅野二丁目17番11号	平成30年1月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
みらいケアセンター	秋田市川尻上野町1番19号	平成29年12月31日
パリアケア秋田 居宅介護支援事業所	秋田市泉中央二丁目11番10号	平成29年12月31日

秋田市告示第9号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

平成30年1月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 本籍、住所および氏名  
不詳
- 2 性別、体格、年齢および人相  
男性、身長162cm、30～50歳および人相不詳
- 3 特徴  
黒色フード付きジャンパー、黒色柄付きセーター、黒色ジャージ、灰色タンクトップ、迷彩柄ズボン（ハングル文字が表示された黒色ベルト付）、黒色ジャージ、紺色トランクス、黒色靴下を着用およびオレンジ色救命浮環を装着
- 4 発見年月日  
平成29年12月7日
- 5 死亡年月日  
死後1か月程度と推定
- 6 死亡の状況  
秋田市向浜二丁目地先所在の秋田港旧南防波堤灯台から真方位242度19.8海里付近海域でオレンジ色救命浮環を装着し漂流していた。
- 7 処置  
平成29年12月12日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。
- 8 連絡先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室  
電話 018-888-5661

秋田市告示第10号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

平成30年1月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 本籍、住所および氏名  
不詳
- 2 性別、体格、年齢および人相  
男性、身長176cm、体格中肉、年齢および人相不詳
- 3 特徴  
ノースリーブシャツ、緑色レインウェア下衣、茶色ズボン、黒色ナイロンズボンを着用、オレンジ色ひも1本、白色ウキ1個およびハングル文字が印刷された紙片を所持
- 4 発見年月日  
平成29年12月13日

- 5 死亡年月日  
死後数か月経過
- 6 死亡の状況  
秋田市立浜田小学校の南南西約600メートルに位置する秋田市浜田地内の砂浜上で発見、司法解剖の結果から死後変化が進んだ死体であり、致命的な損傷がないため死因は不詳
- 7 処置  
平成29年12月18日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。
- 8 連絡先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室  
電話 018-888-5661

秋田市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定代理納付者に指定したので、同規則第43条の2第2項の規定により告示する。

平成30年1月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定代理納付者の名称および所在地
  - (1) 株式会社秋田ジェーシービーカード  
秋田市大町二丁目4番44号
  - (2) 株式会社ジェーシービー  
東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア
  - (3) 株式会社秋田国際カード  
秋田市大町一丁目3番8号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
ガラス作品等売払収入および作品売払分配金
- 3 指定代理納付者を指定した年月日  
平成30年1月16日

秋田市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年1月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
台町内会
- 2 認可年月日  
平成9年2月12日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 石 塚 光 芳  
秋田市河辺岩見字鍛冶屋敷96番地1  
変更後 石 塚 八 起  
秋田市河辺岩見字鍛冶屋敷32番地

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
50386	旧	仁井田潟中町11号線	秋田市仁井田潟中町129番1地先 秋田市仁井田潟中町129番5地先		55.90	6.00

- 4 変更年月日  
平成30年1月1日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第13号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成30年1月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者  
住所 秋田市牛島東七丁目16番38号  
氏名 工 藤 圭 介
- 2 売りさばき所の所在地  
秋田市土崎港西一丁目6番25号
- 3 売りさばき所の名称  
セブン-イレブン秋田セリオタワー前店

秋田市告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年1月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称  
秋田都市計画下水道 秋田市公共下水道（秋田地域）
- 2 都市計画を変更した区域  
秋田市金足大清水字大清水台、金足下刈字北野、金足岩瀬字岩瀬、金足岩瀬字前山、金足岩瀬字後田、金足岩瀬字太田、金足岩瀬字長田、金足堀内字小栗、金足堀内字神田、金足堀内字堀内、金足浦山字松葉崎、金足片田字待入、金足片田字横関、金足片田字駒込、金足鳩崎字二ツ森、金足黒川字黒川、金足吉田字羽中、金足吉田字深田、下浜長浜字藤木台、下浜長浜字荒郷屋、下浜長浜字芹沢道脇、下浜長浜字柳沢道脇、下浜長浜字観音道脇、下浜長浜字長坂、下浜羽川字下野、下浜羽川字水垂、下浜羽川字下山および下浜羽川字浜稲場地内
- 3 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月18日

秋田市長 穂 積 志

新	仁井田潟中町11号線	秋田市仁井田潟中町129番1地先 秋田市仁井田潟中町154番3地先	115.00	6.00
---	------------	--------------------------------------	--------	------

- 2 区域変更および供用開始の期日  
平成30年1月18日
- 3 縦覧期間  
平成30年1月18日から同年2月6日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第16号

平成30年1月26日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。  
平成30年1月19日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- あらたに生じた土地を確認する件
- 字の区域を変更する件
- 秋田市副市長の選任について同意を求める件

秋田市告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成30年1月19日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
有限会社ケアサービスおちあい	訪問介護 彩べえい いじま	秋田市飯島字飯島水尻501番地1	平成30年1月15日	訪問介護
有限会社ケアサービスおちあい	訪問看護ステーション彩	秋田市飯島字飯島水尻501番地1	平成30年1月15日	訪問看護

秋田市告示第18号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばきを次のとおり指定したので、告示する。

平成30年1月22日

秋田市長 穂 積 志

1	(1) 売りさばき人の指定を受けた者 住所 秋田市広面字近藤堰越83番地3 名称 有限会社協栄酒店 氏名 代表取締役 船 木 修 一 (2) 売りさばき所の所在地 秋田市広面字近藤堰越83番地3 (3) 売りさばき所の名称 ファミリーマート秋田広面北店 有限会社協栄酒店
2	(1) 売りさばき人の指定を受けた者 住所 秋田市広面字広面17番地 名称 有限会社酒の福屋 氏名 代表取締役 福 島 順 一 (2) 売りさばき所の所在地 秋田市東通六丁目9番33号 (3) 売りさばき所の名称 ファミリーマート秋田東通り店 有限会社酒の福屋
3	(1) 売りさばき人の指定を受けた者 住所 秋田市飯島西袋二丁目12番10号 氏名 佐 藤 滝 仁 (2) 売りさばき所の所在地 秋田市榎山登町3番46号 (3) 売りさばき所の名称 ファミリーマート秋田ならやま店
4	(1) 売りさばき人の指定を受けた者 住所 秋田市飯島字飯島水尻479番地1 サードニクスグランディ103 氏名 佐 藤 好 宏 (2) 売りさばき所の所在地 秋田市広面字屋敷田316番地 (3) 売りさばき所の名称 セブンイレブン秋田広面屋敷田店

秋田市告示第19号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年1月23日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市川元松丘町5番29号	高 橋 昭 雄
秋田市南通築地8番7号 長谷川ハイツ404号	加賀谷 直 二
秋田市川元山下町1番11号 ライフ・ステージ山王803号	長谷川 欣 盛
秋田市手形田中1番36号	工 藤 節 子
秋田市飯島道東一丁目7番52号	保 坂 光 幸
秋田市桜二丁目15番6号	佐 藤 修 一
秋田市保戸野桜町10番3号	加 藤 悦 子
秋田市旭南二丁目2番22号	佐々木 秀 勝
秋田市仁井田新田二丁目8番12号	渡 邊 晴 雄

秋田市雄和平尾鳥字長滝18番地	榎 良 雄
秋田市中通五丁目11番6号	唐 澤 豊
秋田市茨島六丁目19番61号 藤田アパート2-10号	杉 山 満 夫
秋田市牛島西一丁目7番60号	田名部 アサノ
秋田市手形田中7番51号 タウニィ有明205	櫻 田 オリ子
秋田市手形田中7番8号 関口アパート7号	大 浜 滋
秋田市広面字樋ノ下8番地1	金 澤 和 子

(教示)

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、行政事件訴訟法第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告として（秋田市長が被告の代表となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

**秋田市告示第20号**

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

平成30年1月23日

秋田市長 穂 積 志

- 本籍、住所および氏名  
3名。いずれも本籍等は不詳
- 体格、特徴、人相、年齢および性別  
(1) 身長152cm、青色セーターおよび灰色ズボン着用  
(2) 身長160cmおよび上下黒色雨衣着用  
(3) 身長162cmおよび上下カーキ色雨衣着用  
いずれも人相不詳、30歳から50歳代程度の男性
- 発見年月日  
平成29年12月14日
- 死亡年月日  
死後数か月経過
- 死亡の状況  
秋田市向浜二丁目地先所在の秋田旧南防波堤灯台から真方位165度7キロメートル付近海域に漂着した木造船内で発見、一部白骨化、重症損傷は認められない。
- 処置  
平成29年12月19日午後2時および同月21日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。
- 連絡先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室  
電話 018-888-5661

**秋田市告示第21号**

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

平成30年1月23日

秋田市長 穂 積 志

- 本籍、住所および氏名  
2名。いずれも本籍等は不詳
- 体格、特徴、人相、年齢および性別  
(1) 身長171cm、黒色セーターおよび黒色ズボン着用  
(2) 身長169cm、黒色ジャケットならびに黒色および濃緑色雨衣着用  
いずれも人相不詳、30歳から50歳代程度の男性
- 発見年月日  
平成29年12月14日および同月18日
- 死亡年月日  
死後数か月経過
- 死亡の状況  
秋田市向浜二丁目地先所在の秋田旧南防波堤灯台から真方位164度6.6キロメートル付近海域に漂着した木造船内で発見、一部白骨化、重症損傷は認められない。
- 処置  
平成29年12月21日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。
- 連絡先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室  
電話 018-888-5661

**秋田市告示第22号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年1月24日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

**秋田市告示第23号**

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

平成30年1月24日

秋田市長 穂 積 志

- 本籍、住所および氏名

- 不詳
- 2 性別、体格、年齢および人相  
男性、身長163cm、30歳から50歳代程度および人相不詳
- 3 発見年月日  
平成29年12月20日
- 4 特徴  
着衣・所持品なしならびに前頸下部および上腹部に手術痕あり。
- 5 死亡年月日  
死後数か月経過していると推定
- 6 死亡の状況  
秋田県立技術秋田専門学校から南西側約500メートルの場所に位置する秋田市新屋字砂奴寄地内の砂浜上で全裸で仰向けの姿勢で横たわる死体を発見、高度に死後変化が進行しており、眼球なども欠損している状態であった。
- 7 処置  
平成29年12月25日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。
- 8 連絡先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室  
電話 018-888-5661

## 秋田市告示第24号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年1月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称  
秋田県農業試験場駐車場第1駐車場
- 2 所在地  
秋田市雄和相川字源八沢34番地1
- 3 面積  
2,240㎡

## 秋田市告示第25号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年1月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称  
秋田県農業試験場講堂および職員会館
- 2 所在地  
秋田市雄和相川字源八沢34番地1
- 3 面積  
746.38㎡

## 秋田市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年1月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

- 道山町内会
- 2 認可年月日  
平成5年3月30日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 二 木 光 映  
秋田市河辺三内字道山93番地  
変更後 二 木 賢  
秋田市河辺三内字道山87番地4
- 4 変更年月日  
平成30年1月3日
- 5 変更の理由  
役員改選による

## 秋田市告示第27号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

平成30年1月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田ふるさと市民賞第3号 米 元 小 春

平成29年12月13日、アラブ首長国連邦ドバイで開催された、バドミントン国際大会の最高峰の一つである、BWFワールドスーパーシリーズファイナルズ女子ダブルスにおいて、初出場で初優勝という輝かしい成績を収めた。

こうした活躍は、市民に大きな喜びと感動を与えたほか、各種報道等により、活動拠点である本市の名声を大いに高めたものである。

秋田ふるさと市民賞第4号 田 中 志 穂

平成29年12月13日、アラブ首長国連邦ドバイで開催された、バドミントン国際大会の最高峰の一つである、BWFワールドスーパーシリーズファイナルズ女子ダブルスにおいて、初出場で初優勝という輝かしい成績を収めた。

こうした活躍は、市民に大きな喜びと感動を与えたほか、各種報道等により、活動拠点である本市の名声を大いに高めたものである。

## 秋田市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に次のとおりあらたに生じた土地を確認したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年1月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 区域  
秋田市飯島字古道下川端225番の1地先公有水面
- 2 面積  
50,020.62平方メートル

## 秋田市告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更するので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年1月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更前の字の区域  
秋田市飯島字古道下川端225番の1地先公有水面



2 変更後の字の区域  
秋田市飯島字古道下川端

## 教 委 告 示

### 秋田市教委告示第1号

平成30年1月19日午前10時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

平成30年1月17日

秋田市教育委員会  
教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

教育委員会職員の懲戒処分に関する件

### 秋田市教委告示第2号

平成30年1月25日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成30年1月22日

秋田市教育委員会  
教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件
- 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件
- 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
- 秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する件
- 秋田市公民館管理運営規則および秋田市公民館運営協力委員会規則を廃止する件
- 秋田市将軍野高齢者学習センター管理運営規則の一部を改正する件

## 農 委 告 示

### 秋田市農委告示第1号

平成30年1月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成30年1月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農用地利用集積計画（平成29年度第10号）に関する件
- 秋田農業振興地域整備計画見直し案に対する意見に関する件
- 平成30年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件

## 上下水道局告示

### 秋田市上下水道局告示第1号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月5日

秋田市上下水道事業管理者 高橋 洋 樹

- 供用および下水の処理を開始すべき年月日  
平成30年1月22日
- 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域別紙（省略）のとおり
- 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別分流式
- 終末処理場の位置および名称  
別紙（省略）のとおり
- 縦覧場所の住所  
秋田市川尻みよし町14番8号
- 縦覧の期間  
平成30年1月5日から同月19日まで（土曜日、日曜日および国民の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

### 秋田市上下水道局告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成30年1月26日

秋田市上下水道事業管理者 高橋 洋 樹

- 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社昭和興業	中村 稔	秋田県由利本荘市石脇山ノ神11番地1017

- 指定年月日

平成30年1月24日

## 公 告

### 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成29年9月28日付け秋田市指令第4754号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成30年1月5日

秋田市長 穂 積 志

- 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市東通二丁目14番12号  
三和商事株式会社  
代表取締役 川 邊 和 雄
- 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市桜一丁目188番1および189番1

### 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和44年11月21日付け指定番号第26号で位置を指定した道路の一部を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行

細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成30年1月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名  
秋田市泉一ノ坪21番14号  
佐 藤 静 枝
- 2 道路位置の廃止箇所  
秋田市泉一ノ坪79番1の内、79番2の内、79番3および122番3の内
- 3 廃止道路幅員  
6.00メートル

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

- 4 廃止道路延長  
42.09メートル
- 5 廃止年月日および番号  
平成30年1月9日 廃止番号 第1号

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成30年1月11日

秋田市長 穂 積 志

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
文館一第6号 秋田市文化会館空調衛生設備保守点検業務委託	秋田市山王七丁目3番1号	平成30年4月1日から平成33年3月31日（長期継続契約：3年）まで	次の全ての要件を満たしていること。 1 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 2 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること。
文館一第7号 秋田市文化会館消防用設備保守点検業務委託	秋田市山王七丁目3番1号	平成30年4月1日から平成33年3月31日（長期継続契約：3年）まで	次の全ての要件を満たしていること。 1 一般社団法人秋田県消防設備協会の「表示登録会員」であること。 2 秋田市内に表示登録された本社、支店、営業所等を有する者であること。 3 保守点検に必要な消防設備士が代表者又は社員として秋田市内の本社、支店営業所等に合わせて2名以上在籍し、この2名以上で「乙種7類」を除く全ての資格を満たしていること。 4 緊急応動態勢が取れること。 5 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
文館一第15号 秋田市文化会館舞台操作等業務委託	秋田市山王七丁目3番1号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	次の全ての要件を満たしていること。 1 秋田市内に事業所（本社、支店、営業所等）を有する者であること。 2 通年で8名以上の舞台操作業務経験者による常駐体制（大小ホールに催し物がある場合は9名体制）ができること。 3 8名以上の常駐者の中に舞台操作業務に必要な第2種劇場技術者以上と舞台機構調整（音響）2級技能士以上と2級照明技術者以上の有資格者を1名以上配置可能なこと。 4 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

文館一第16号 秋田市文化会館 管理業務委託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成30年 4月1日 から平成 33年3月 31日（長 期継続契 約：3年） まで	次の全ての要件を満たしていること。 1 秋田市内に事業所（本社、支店、営業所等）を有する者であること。 2 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 3 平成29年12月末現在、秋田市の庁舎清掃業務等登録名簿（名簿の有効期間：平成32年9月30日まで）の以下の登録業種の全てに登録されていること。 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 8 建築物環境衛生総合管理業 4 次の資格者を社員として当館に配置（常駐体制）可能なこと。 (1) 第三種電気主任技術者 (2) 第一種電気工事士 (3) 一級ボイラー技士 (4) 二級ボイラー技士 (5) 甲種又は乙種（第4類）危険物取扱者 (6) 第三種冷凍機械責任者
------------------------------	----------------------	--	--

- (2) 業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 市税に滞納がないこと。
  - イ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
  - エ 本市の地方公共団体の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 入札の日時
 

平成30年2月13日（火）	文館一第6号	午前9時30分
	文館一第7号	午前10時
	文館一第15号	午前10時30分
	文館一第16号	午前11時
  - (2) 入札の場所
 

秋田市山王七丁目3番1号  
秋田市文化会館 中2階 第1会議室
  - (3) 入札保証金  
免除
  - (4) 契約日  
平成30年2月19日（月）
  - (5) 注意事項
    - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
    - イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。
    - ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。
    - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係

- る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - オ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については、落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。
  - カ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を、2回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。
  - キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは、辞退できないものとする。
  - ク 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には、代理人の印を押印すること。
  - ケ 文館一第15号および第16号は契約内容に別記「個人情報取扱特記事項」があることを了承の上、参加すること。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
    - ア 空調衛生設備保守点検業務委託の申込者
      - (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）
      - (イ) 実績調書（様式2）
 

過去2年間に種類および規模をほぼ同じくする保守点検業務について契約を履行したことが確認できる契約書等の写しを添付すること。
      - (ウ) 納税証明書（写し可）
        - a 秋田市に納めた法人市民税（直近の営業年度のもの）
        - b 秋田市に納めた固定資産税（平成29年度分）

※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
      - (エ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
      - (オ) 誓約書（様式3）

## イ 消防用設備保守点検業務委託の申込者

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）

(イ) 秋田県消防設備協会の表示登録会員証の写し

※表示登録の有効期限については、平成31年3月31日まで継続していること。なお、現在の登録が平成31年3月31日以前に満了となる場合には、平成31年3月31日まで登録更新したことが分かる登録更新手続受付済証明書（写し可）を提出のこと。委託期間中に会員期限が満了となる場合は、満了時点において登録更新したことがわかる会員証等（写し可）を提出のこと。

(ウ) 消防設備士（第1類から第6類）の免状（表裏）の写し

※上記資格を有する消防設備士が代表者又は社員として秋田市内の本社、営業所等に合わせて2名以上在籍し、2名以上でこの各「類」を全て満たしていることを証明できるもの。

(エ) 緊急応動態勢が社内にあることが分かる会社の組織図等の写し

(オ) 実績調書（様式2）

過去2年間に種類および規模をほぼ同じくする保守点検業務について契約を履行したことが確認できる契約書等の写しを添付すること。

(カ) 納税証明書（写し可）

a 秋田市に納めた法人市民税（直近の営業年度のもの）

b 秋田市に納めた固定資産税（平成29年度分）

※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

(キ) 誓約書（様式3）

## エ 舞台操作等業務委託の申込者

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）

(イ) 実績調書（様式2）

過去2年間に種類および規模をほぼ同じくする契約を履行したことが確認できる契約書等の写しを添付すること。

(ウ) 通年で8名以上の経験者による常駐体制ができることが分かる組織図等の写し。また、自社の社員として在籍していることが分かる証明書等の写しを提出のこと。

(エ) 8名以上の常駐者の中に第2種劇場技術者以上と2級舞台機構調整技能士以上と照明技術者2級以上の有資格者を配置できることが分かる資料と資格証の写し

(オ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

(カ) 納税証明書（写し可）

a 秋田市に納めた法人市民税

b 秋田市に納めた固定資産税（平成29年度分）

※法人市民税は、直近の営業年度のもの

※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

(キ) 誓約書（様式3）

## カ 管理業務委託の申込者

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）

(イ) 実績調書（様式2）

過去2年間に種類および規模をほぼ同じくする業務について契約を履行したことが確認できる契約書等の写しを添付すること。

(ウ) 入札参加要件3の(1)から(6)の免状の写し

(エ) 入札参加要件3の在籍を証明できる書類

(オ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

(カ) 誓約書（様式3）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成30年1月12日（金）から同年2月1日（木）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

秋田市文化会館 事務室

ウ 申込用紙

秋田市文化会館ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および非指名通知については、FAXで平成30年2月8日（木）までに行う。

5 設計書および仕様書の入手に関する事項

(1) 配布期間

平成30年1月12日（金）から同年2月1日（木）まで

(2) 配布場所

秋田市文化会館ホームページから入手すること。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託報告書の提出を契約締結時に求める。

(4) 設計書および仕様書に関する質疑は、文書で提出するものとする。

(5) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市文化会館

電話 018-865-1191

## 秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公告する。

平成30年1月11日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務名

デジタル複合機納入設置および賃貸借

(2) 仕様書

別紙（省略）のとおり

(3) 履行場所

市民課、西部市民サービスセンター、北部市民サービスセ

ンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、南部市民サービスセンター、駅東サービスセンター、岩見三内連絡所、大正寺連絡所および秋田市役所警備員室

## (4) 履行期間

契約の日から平成35年3月31日まで

## (5) 入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

ウ 法人にあっては、秋田市内に本社、支社又は営業所等を有し、個人にあっては、秋田市内で営業をしていること。

エ 複合機を納入する際に、設定・調整ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること（本業務に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）

オ 市税等に滞納がないこと。

カ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

キ 過去5年間に、設置場所と同等規模の事業所（自治体又は法人）に対して、複合機、複写機等の納入を行った実績があること。

## 2 入札に関する事項

## (1) 入札の日時

平成30年2月9日（金）午前10時30分（予定）

## (2) 入札の場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁4階 4-1-B 会議室

## (3) 契約日

平成30年2月16日（金）（予定）

## (4) 注意事項

ア 秋田市財務規則（以下「規則」という。）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

## 3 入札参加申込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、受付期間内に次に掲げる書類（以下、「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 納税証明書

（ア）消費税（税務署で未納税額がないことの証明用「納税証明書（その3）」の発行を受けること。）

（イ）市税に未納がないことの証明書

エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票・身分証明書）

オ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し

入札参加者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約（覚書等）を締結し、

その写しを提出すること。ただし、リース料率の部分については伏せること。

カ 入札保証金に関する書類（様式①～③および⑤のうち必要なもの）

## (2) 申込書等の提出方法

申込書等は持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

## ア 受付期間

平成30年1月12日（金）から同月24日（水）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

## イ 受付場所

市民生活部市民課総務担当

## ウ 申込書等様式

市民課総務担当又は市民課ホームページから入手のこと。

## 4 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、規則第109条第1項の各号のいずれかに該当したときは免除する。

## 5 入札の無効

規則第113条の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 6 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成30年1月31日（水）までに行う。

## 7 契約保証金に関する事項

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第128条第1項の各号のいずれかに該当したときは免除する。

## 8 質問事項

(1) 質問事項は、次のとおり受け付ける。

## ア 受付期間

平成30年1月12日（金）から同月18日（木）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

## イ 提出方法

市民生活部市民課総務担当に持参又は電子メール（着信を確認のこと）により行うこと。

## ウ 質問書

市民課総務担当又は市民課ホームページから入手のこと。

## エ 質問回答

平成30年1月22日（月）午後2時から午後5時まで、希望者全てに、書面により行う。

## 9 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市市民生活部市民課総務担当 電話 018-888-5628

電子メールアドレス ro-ctct@city.akita.akita.jp

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月12日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類

び追加する予防接種の種類

別表1のとおり

2 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類

別表2のとおり

予防接種を行う承諾をした医師名、主たる場所および予防接種の種類

別表1

Table with 16 columns: 予防接種を行う主たる場所, 所在地, 医師名, 四種混合, 二種混合, ポリオ, 不活化, 風しん混合, 麻しん混合, 単抗原, 風しん, 単抗原, 風しん, 日本脳炎, (B,C,G)結核, 感染症, 肺炎球菌, ローマン, ヒトパ, 水痘, B型肝炎, インフルエンザ, 肺炎球菌, 高齢者, 登録日

予防接種を行う承諾を辞退した医師名、主たる場所および辞退した予防接種の種類

別表2

Table with 16 columns: 予防接種を行っていた主たる場所, 所在地, 医師名, 四種混合, 二種混合, ポリオ, 不活化, 風しん混合, 麻しん混合, 単抗原, 風しん, 単抗原, 風しん, 日本脳炎, (B,C,G)結核, 感染症, 肺炎球菌, ローマン, ヒトパ, 水痘, B型肝炎, インフルエンザ, 肺炎球菌, 高齢者

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。平成30年1月18日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

入札に付する賃貸借物件は、次のとおりである。

(1) 物件名

カラーオーバーヘッドスキャナーおよびパソコン

(2) 契約期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(3) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がないこと。
(4) 市税に滞納がないこと。
(5) 秋田市内にサービス拠点有し、故障等の場合、当日中に対応可能であること。

3 入札に関する事項

(1) 入札の日時

平成30年2月19日（月） 午前10時

(2) 入札の場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所4階総務部文書法制課

(3) 入札保証金

免除

(4) 契約予定日

平成30年2月23日（金）

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 入札書には、賃貸借期間となる60か月分の合計金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

オ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合がある。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成30年2月1日（木）までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- イ 営業経歴書（様式2）
- ウ 納税証明書

秋田市が発行する直近の営業年度に係る法人市民税又は個人市民税（個人事業主に限る。）および固定資産税（平成28年度分および平成29年度の納付期限が到来している期分まで。課税されていない場合や固定資産を有していない場合は、その証明書を提出すること。）に関する証明書

なお、納税証明書の提出に代えて、各納付書の写し（法人市民税もしくは個人市民税又は固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」）の提出も可とする。

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は、持参によるものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成30年1月18日（木）から同年2月1日（木）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市総務部文書法制課文書・歴史資料担当（本庁4階）

ウ 申込用紙

総務部文書法制課のホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成30年2月5日（月）午後12時に郵送する。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市総務部文書法制課文書・歴史資料担当

電話 018-888-5428

秋田市公告

秋田市文化会館内に設置する飲料水等自動販売機について、次のとおり入札を実施するので、入札参加者を公募する。

平成30年1月18日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田市文化会館自動販売機設置場所貸付				
(2) 貸付場所 および最低 落札価格	物件 番号	貸付場所	貸付可能 台数	貸付面積	最低落札価格 (年・税抜)
	1	正面玄関風除室	1	約1.4㎡	195,492円
(3) 貸付期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで				
(4) 入札参加 要件	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 イ 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 エ 市税の滞納がないこと。 オ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。 カ 自動販売機の設置・運営業務において、3年以上の実績を有する者であること。				
(5) 入札参加申込み					
受付期間	平成30年1月18日（木）から同年2月5日（月）まで土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで				
受付場所	秋田市山王7丁目3番1号 秋田市文化会館 事務室				
(6) 指名（非 指名）通知	平成30年2月8日（木）までにFAXで通知				
(7) 入札					
日時	平成30年2月13日（火） 物件番号1 午前11時30分				
場所	秋田市山王七丁目3番1号 秋田市文化会館 中2階「第1会議室」				

入札保証金	免除
(8) 契約日	平成30年2月19日(月)

2 入札参加申込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成30年2月5日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し(※法人の場合)、住民票の写し(※個人の場合)

ウ 納税証明書(写し可)

(ア) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は個人市民税)

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

※いずれも直近の営業年度で、発行後3か月以内のものを提出すること。

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、通帳の写し等の提出でも可

エ 誓約書

オ アおよびエの様式は、秋田市文化会館ホームページから入手すること。

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

3 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成30年2月8日(木)までに行う。

4 入札について

(1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

(2) 今回の入札は、物件番号1のみである。

(3) 入札書に記載する入札金額は、1物件当たりの1年間の貸付料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) その他入札・契約の条件等については、「秋田市文化会館自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。

5 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問合せ先

秋田市文化会館

電話 018-865-1191

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成29年度第10号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成30年1月25日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名(業務内容については仕様書(省略)参照)

ア 秋田市太平山自然学習センター施設管理(警備)業務委託

イ 秋田市太平山自然学習センター設備保守点検業務委託

(2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター

(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)

(3) 履行期間

ア 秋田市太平山自然学習センター施設管理(警備)業務委託については、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

イ 秋田市太平山自然学習センター設備保守点検業務委託については、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(4) 入札参加要件

ア 秋田市太平山自然学習センター施設管理(警備)業務委託

(ア) 秋田市内に本社、支店又は営業所を有している者であること。

(イ) 警備業法第3条各項に掲げるいずれにも該当せず、都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていること。

(ウ) 過去2年間に市、県、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

(エ) 市税に滞納がないこと。

(オ) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。



- (ウ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (ク) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
- イ 秋田市太平山自然学習センター設備保守点検業務委託
- (ア) 秋田市内に本社、支店又は営業所を有している者であること。
- (イ) 過去2年間に市、県、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- (ウ) 市税に滞納がないこと。
- (ニ) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (カ) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

## 2 入札に関する事項

- (1) 日時  
平成30年2月21日（水） 午前10時
- (2) 場所  
秋田市太平山自然学習センター 図書スペース  
（秋田市仁別字マントラメ227番地1）
- (3) 入札保証金および契約保証金  
免除
- (4) 契約日  
落札が決定した日から平成30年2月27日（火）まで
- (5) 注意事項  
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。  
なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。  
ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。  
エ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。  
オ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。  
カ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を2回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。  
キ 落札者となるべき同値の入札が複数あったときは、くじ

により落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

ク 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

ケ 契約内容に別記「個人情報取扱特記事項」があることを了承の上、参加すること。

コ 秋田市公契約基本条例（平成25年秋田市条例第12号）の規定に伴い、予定価格が300万円以上の場合は、契約締結時において労働環境報告書の提出を求め、契約期間終了時において報告事項の履行状況の確認を行うものとする。

## 3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 受付期間  
平成30年1月25日（木）から同年2月2日（金）までとする。
- (2) 受付時間  
午前9時から午後5時までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。
- (3) 受付場所  
秋田市太平山自然学習センター 事務室
- (4) 提出書類  
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）  
イ 業務実績調書（様式2）  
ウ 営業経歴書（様式3）  
エ 誓約・同意書（様式4）  
オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）  
（ア）秋田市に納めた法人市民税  
（イ）秋田市に納めた固定資産税  
カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方方法務局で発行）
- (5) その他  
ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。  
イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

## 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。
- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。
- (3) (1)および(2)の通知については、平成30年2月15日（木）までに電子メール等により送付する。

## 5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）
- (4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先  
秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

## 秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年1月31日

秋田市長 穂 積 志

I 平成28年度決算の状況

1 歳入・歳出の決算状況

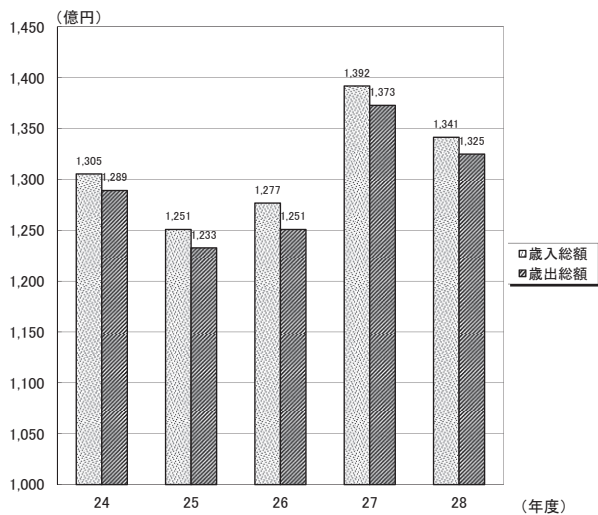
(1) 一般会計

① 決算収支の状況

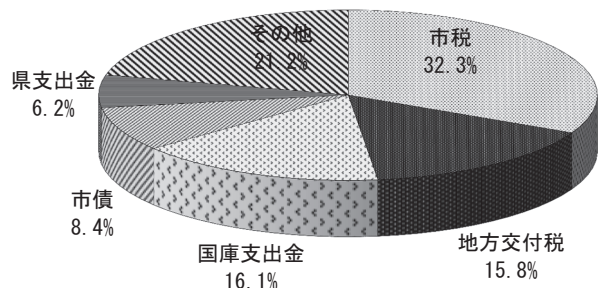
(単位：千円)

区 分	平成28年度(A)	平成27年度(B)	比較増減(A)-(B)
歳 入 総 額	134,144,411	139,185,323	△ 5,040,912
歳 出 総 額	132,496,078	137,283,052	△ 4,786,974
歳 入 歳 出 差 引	1,648,333	1,902,271	△ 253,938
実 質 収 支	1,452,994	1,450,652	2,342
単 年 度 収 支	2,342	△ 445,878	448,220
実 質 単 年 度 収 支	△ 1,267,639	703,846	△ 1,971,485

② 決算収支の推移



③ 歳入の決算状況

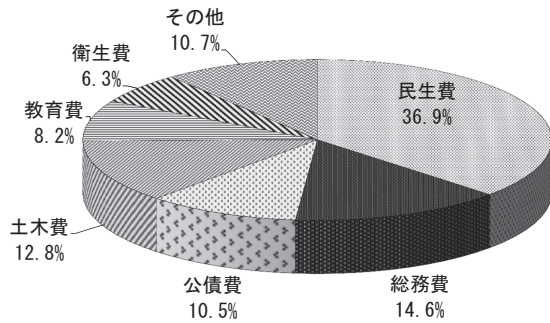


(単位：千円、%)

区 分	平成28年度		平成27年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	決算額(A)	構 成 比	決算額(B)	構 成 比		
市 税	43,391,464	32.3	43,605,177	31.3	△ 213,713	△ 0.5
地 方 譲 与 税	965,704	0.7	948,549	0.7	17,155	1.8
利 子 割 交 付 金	59,198	0.0	70,555	0.1	△ 11,357	△ 16.1
配 当 割 交 付 金	73,560	0.1	150,473	0.1	△ 76,913	△ 51.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	39,090	0.0	103,561	0.1	△ 64,471	△ 62.3
地 方 消 費 税 交 付 金	5,863,924	4.4	6,441,081	4.6	△ 577,157	△ 9.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	63,639	0.0	69,904	0.1	△ 6,265	△ 9.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	140,195	0.1	123,039	0.1	17,156	13.9
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	5,128	0.0	5,659	0.0	△ 531	△ 9.4
地 方 特 例 交 付 金	188,643	0.1	181,030	0.1	7,613	4.2
地 方 交 付 税	21,185,089	15.8	22,279,547	16.0	△ 1,094,458	△ 4.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	67,542	0.1	69,401	0.0	△ 1,859	△ 2.7
分 担 金 及 び 負 担 金	1,251,374	0.9	1,191,695	0.9	59,679	5.0
使 用 料 及 び 手 数 料	2,365,605	1.8	2,324,887	1.7	40,718	1.8
国 庫 支 出 金	21,635,962	16.1	20,519,087	14.7	1,116,875	5.4
県 支 出 金	8,262,176	6.2	8,584,458	6.2	△ 322,282	△ 3.8
財 産 収 入	770,091	0.6	277,407	0.2	492,684	177.6
寄 附 金	210,528	0.2	269,943	0.2	△ 59,415	△ 22.0
繰 入 金	7,314,329	5.5	7,443,936	5.3	△ 129,607	△ 1.7
繰 越 金	1,902,271	1.4	2,595,625	1.9	△ 693,354	△ 26.7

諸	収	入	7,099,599	5.3	7,394,709	5.3	△ 295,110	△ 4.0
市		債	11,289,300	8.4	14,535,600	10.4	△ 3,246,300	△ 22.3
合		計	134,144,411	100.0	139,185,323	100.0	△ 5,040,912	△ 3.6

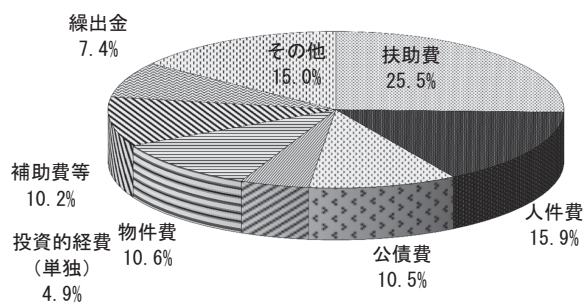
④ 歳出目的別の決算状況



(単位：千円、%)

区 分	平成28年度		平成27年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	決算額(A)	構 成 比	決算額(B)	構 成 比		
議 会 費	718,424	0.5	773,238	0.6	△ 54,814	△ 7.1
総 務 費	19,349,841	14.6	25,958,874	18.9	△ 6,609,033	△ 25.5
民 生 費	48,838,295	36.9	45,928,288	33.5	2,910,007	6.3
衛 生 費	8,367,197	6.3	9,292,562	6.8	△ 925,365	△ 10.0
労 働 費	418,548	0.3	412,565	0.3	5,983	1.5
農 林 水 産 業 費	2,282,038	1.7	2,729,016	2.0	△ 446,978	△ 16.4
商 工 費	6,759,092	5.1	7,699,590	5.6	△ 940,498	△ 12.2
土 木 費	16,947,231	12.8	13,499,083	9.8	3,448,148	25.5
消 防 費	3,870,910	2.9	4,670,084	3.4	△ 799,174	△ 17.1
教 育 費	10,813,778	8.2	11,238,152	8.2	△ 424,374	△ 3.8
災 害 復 旧 費	258,752	0.2	54,364	0.0	204,388	376.0
公 債 費	13,871,972	10.5	15,027,236	10.9	△ 1,155,264	△ 7.7
諸 支 出 金	-	-	-	-	-	-
予 備 費	-	-	-	-	-	-
合 計	132,496,078	100.0	137,283,052	100.0	△ 4,786,974	△ 3.5

⑤ 歳出性質別の決算状況



(単位：千円、%)

区 分	平成28年度		平成27年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	決算額(A)	構 成 比	決算額(B)	構 成 比		
人 件 費	21,126,264	15.9	21,625,032	15.8	△ 498,768	△ 2.3
物 件 費	14,087,331	10.6	14,319,824	10.4	△ 232,493	△ 1.6
維 持 補 修 費	3,278,610	2.5	1,674,956	1.2	1,603,654	95.7
扶 助 費	33,759,676	25.5	31,332,148	22.8	2,427,528	7.7
補 助 費 等	13,579,457	10.2	14,139,560	10.3	△ 560,103	△ 4.0

消費的経費計	85,831,338	64.7	83,091,520	60.5	2,739,818	3.3
補助事業	5,619,920	4.2	6,172,643	4.5	△ 552,723	△ 9.0
単独事業	6,498,002	4.9	14,368,415	10.5	△ 7,870,413	△ 54.8
県営事業負担金	166,057	0.1	229,507	0.2	△ 63,450	△ 27.6
受託事業費	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業	258,752	0.2	54,364	0.0	204,388	376.0
投資的経費計	12,542,731	9.4	20,824,929	15.2	△ 8,282,198	△ 39.8
公債費	13,871,972	10.5	15,027,236	10.9	△ 1,155,264	△ 7.7
積立金	2,505,818	1.9	2,557,991	1.9	△ 52,173	△ 2.0
投資及び出資金	1,167,264	0.9	1,159,968	0.8	7,296	0.6
貸付金	6,825,017	5.2	5,877,320	4.3	947,697	16.1
繰出金	9,751,938	7.4	8,744,088	6.4	1,007,850	11.5
予備費	-	-	-	-	-	-
合計	132,496,078	100.0	137,283,052	100.0	△ 4,786,974	△ 3.5

(2) 特別会計

(単位：千円)

会 計	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	歳入歳出 差引額 (C)=(A)-(B)	翌年度へ 繰越財源 (D)	実質収支額 (E)=(C)-(D)	前年度 実質収支 (F)	単年度 収支 (E)-(F)
土地区画整理会計	3,107,614	3,015,416	92,198	-	92,198	111,621	△ 19,423
市有林会計	141,809	130,232	11,577	-	11,577	15,554	△ 3,977
市営墓地会計	138,394	134,042	4,352	-	4,352	4,019	333
中央卸売市場会計	97,300	96,114	1,186	-	1,186	1,675	△ 489
公設地方卸売市場会計	415,960	412,502	3,458	-	3,458	4,883	△ 1,425
大森山動物園会計	494,956	494,955	1	-	1	1	0
廃棄物発電会計	308,417	308,416	1	-	1	6,957	△ 6,956
病院事業債管理会計	710,764	710,764	0	-	0	-	0
国民健康保険事業会計	36,344,657	35,245,757	1,098,900	-	1,098,900	516,066	582,834
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	193,659	71,642	122,017	-	122,017	138,534	△ 16,517
介護保険事業会計	29,711,229	28,652,731	1,058,498	-	1,058,498	474,378	584,120
後期高齢者医療事業会計	3,264,635	3,240,601	24,034	-	24,034	24,460	△ 426
合計	74,929,394	72,513,172	2,416,222	-	2,416,222	1,298,148	1,118,074

2 住民負担の状況

平成28年度決算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	平成28年度(A)		平成27年度(B)		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり 負担額	構成比	一人当たり 負担額	構成比	
市	138,435	92.3	138,091	92.6	344
市 民 税	62,789	41.8	63,306	42.4	△ 517
個 人 税	48,323	32.2	47,498	31.8	825
法 人 税	14,466	9.6	15,808	10.6	△ 1,342
固 定 資 産 税	61,657	41.2	60,720	40.7	937
固 定 資 産 税	60,887	40.7	59,966	40.2	921
固 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	770	0.5	754	0.5	16
軽 自 動 車 税	2,073	1.4	1,810	1.2	263
市 た ば こ 税	7,088	4.7	7,326	4.9	△ 238
鉦 産 税	20	0.0	30	0.0	△ 10
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	58	0.1	△ 58
入 湯 税	96	0.1	96	0.1	0
事 業 所 税	4,712	3.1	4,745	3.2	△ 33
分 担 金 及 び 負 担 金	3,992	2.7	3,774	2.5	218
使 用 料 及 び 手 数 料	7,547	5.0	7,363	4.9	184
合 計	149,974	100.0	149,228	100.0	746

※一人当たり負担額は、各年度末の住民基本台帳人口から算出した。  
(平成29年3月31日現在 313,444人、平成28年3月31日現在 315,770人)

3 財産の状況

土地及び建物

(単位：㎡)

(単位：㎡)

区 分	土 地			建 物		
	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高
行政財産	10,833,558.30	18,463.94	10,852,022.24	1,082,967.36	10,641.89	1,093,609.25
普通財産	32,108,664.30	36,050.08	32,144,714.38	10,327.94	6,098.77	16,426.71
合 計	42,942,222.60	54,514.02	42,996,736.62	1,093,295.30	16,740.66	1,110,035.96

山林

(単位：㎡)

(単位：㎡)

土地の権利区分	面 積			立木の指定蓄積量		
	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高
所有	20,451,114.99	△ 10,277,413.81	10,173,701.18	593,293.00	22,745.00	616,038.00
分収	7,001,850.00	—	7,001,850.00	32,191.00	658.00	32,849.00
合 計	27,452,964.99	△ 10,277,413.81	17,175,551.18	625,484.00	23,403.00	648,887.00

物権

(単位：㎡)

区 分	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高
地上権	79,975.28	—	79,975.28

無体財産権

(単位：件)

区 分	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高
著作権	—	—	—
その他	15	—	16

有価証券

(単位：千円)

区 分	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高
株 券	532,350	—	532,350

出資による権利

(単位：千円)

区 分	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高
出資証券	8,178,497	767	8,179,264
出捐金証書	1,386,468	△ 10,488	1,375,980

4 地方債現在高の状況

(単位：千円)

会 計	26年度末現在高	27年度末現在高	28年度中増減額		28年度末現在高
			市債借入額	元金償還額	
一般会計	139,535,084	140,521,862	11,289,300	12,669,954	139,141,208
市有林会計	1,595,220	1,564,141	8,300	42,508	1,529,933
中央卸売市場会計	107,956	73,627	—	32,189	41,438
公設地方卸売市場会計	893,894	793,826	—	103,940	689,886
大森山動物園会計	310,568	264,618	—	46,080	218,538
廃棄物発電会計	63,606	8,327	—	8,327	—
病院事業債管理会計	3,383,296	3,516,195	101,500	589,075	3,028,620
介護保険事業会計	300,000	200,000	—	100,000	100,000
合 計	146,189,624	146,942,596	11,399,100	13,592,073	144,749,623

5 公営企業の決算状況

平成28年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 7,717,325,000	円 14,642,000	円 -	円 7,731,967,000	円 7,739,639,453	円 7,672,453	
第1項 営業収益	7,070,435,000	12,805,000	-	7,083,240,000	7,086,297,301	3,057,301	(うち、消費税及び地方消費税相当分 516,021,432円)
第2項 営業外収益	646,888,000	1,837,000	-	648,725,000	653,342,152	4,617,152	( " 2,023,115円)
第3項 特別利益	2,000	-	-	2,000	-	△ 2,000	

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 等による 繰越額	合 計				
第1款 水 道 事業費用	6,820,円 132,000	△ 293,円 397,000	円 -	円 -	円 -	6,526,円 735,000	4,円 536,000	6,531,円 271,000	6,248,円 575,605	円 -	282,円 695,395	
第1項 営業費用	6,204,円 985,000	△ 315,円 592,000	-	-	-	5,889,円 393,000	4,円 536,000	5,893,円 929,000	5,618,円 522,245	-	275,円 406,755	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 157,888,928円)
第2項 営業外 費用	610,円 247,000	24,195,000	-	-	-	634,円 442,000	-	634,円 442,000	629,912,297	-	4,529,703	
第3項 特別損失	3,100,000	△2, 000,000	-	-	-	1, 100,000	-	1, 100,000	141,063	-	958,937	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 7,628円)
第4項 予 備 費	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000	-	1,800,000	-	-	1,800,000	

(2) 資本的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に 比べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費繰 越額に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 1,511,321,000	円 △ 60,751,000	円 1,450,570,000	円 7,500,000	円 -	円 1,458,070,000	円 1,475,034,983	円 16,964,983	
第1項 企業債	967,000,000	△ 36,500,000	930,500,000	7,500,000	-	938,000,000	938,000,000	0	
第2項 出 資 金	150,153,000	△ 1,666,000	148,487,000	-	-	148,487,000	148,328,000	△ 159,000	
第3項 補 助 金	175,500,000	△ 61,817,000	113,683,000	-	-	113,683,000	113,683,000	0	
第4項 固定資産 売却代金	1,000	274,000	275,000	-	-	275,000	275,400	400	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 20,400円)
第5項 負担金及び 寄 附 金	218,667,000	38,958,000	257,625,000	-	-	257,625,000	274,748,583	17,123,583	( " 17,392,800円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継 続 費 通 次 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継 続 費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	4,144, 円 603,000	△ 165, 円 854,000	円 -	3,978, 円 749,000	28, 円 889,000	-	4,007, 円 638,000	3,768, 円 564,082	51, 円 031,000	円 -	51, 円 031,000	188, 円 042,918	
第1項 建設 改良費	2,720, 円 740,000	△ 187, 円 751,000	-	2,532, 円 989,000	28, 円 889,000	-	2,561, 円 878,000	2,322, 円 941,394	51, 円 031,000	-	51, 円 031,000	187, 円 905,606	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 161,656,295円)
第2項 企業債 償還金	1,423, 円 863,000	8,095,000	-	1,431, 円 958,000	-	-	1,431, 円 958,000	1,431, 円 955,822	-	-	-	2,178	
第3項 国庫補助金 返還金	-	13,802,000	-	13, 円 802,000	-	-	13, 円 802,000	13, 円 666,866	-	-	-	135,134	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,293,529,099円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額143,701,985円、減債積立金740,513,400円及び過年度分損益勘定留保資金1,409,313,714円で補てんした。

平成28年度秋田市水道事業報告書

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 給水状況

年度末における給水世帯数は134,471世帯、給水人口は308,962人で、前年度に比較しそれぞれ130世帯、3,465人の減少となっております。また、普及率は前年度と同率の99.4%、年間総配水量は35,846,975㎡、一日最大配水量は112,162㎡(28年8月8日)、施設能力に対する最大稼働率は56.9%となっております。

年間有収水量は33,180,741㎡、有収率は92.6%となり前年度と比較し0.6ポイント増加しております。

(ロ) 工事状況

配水管整備事業は、1,639,846千円の事業費をもって、外旭川および御野場地区ほか総延長22,056.9mの配水管布設および布設替工事を施工しております。

また、施設改良事業として、老朽管更新事業等の国庫補助金を最大限に活用しながら、642,952千円の事業費をもつ

て、土崎環状線配水管整備工事、金足線配水管整備工事、緊急貯水槽整備工事等を施工しております。

(ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす給水収益が、前年度と比較して0.8%の減となったことなどにより、総収益では前年度比0.4%減の7,221,595千円となっております。

支出では、総係費の増などにより、前年度比2.0%増の5,883,019千円となっております。

この結果、1,338,576千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後は、経営の根幹をなす給水収益が人口減少や節水などにより、中長期的に減少傾向となることが確実視される状況の中で、安全な水道水を安定的に供給できるよう老朽化した基幹施設の更新、管路の耐震化などの措置を講じていく必要があるため、厳しい経営環境となることが予測されます。このため、適切な事業選択や効率的な運営など、事業の健全経営に向け一層努力してまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第132号	平成27年度秋田市水道事業会計決算認定の件	平成 年 月 日 28. 9. 2	平成 年 月 日 28. 9. 28
第137号	秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	28. 11. 28	28. 12. 20
第159号	平成28年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)の件	28. 11. 28	28. 12. 20
第162号	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件	28. 12. 7	28. 12. 20
第163号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	28. 12. 7	28. 12. 20
第166号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	28. 12. 7	28. 12. 20
第167号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	28. 12. 7	28. 12. 20
第15号	平成29年度秋田市水道事業会計予算の件	29. 2. 14	29. 3. 16
第27号	平成28年度秋田市水道事業会計補正予算(第2号)の件	29. 2. 14	29. 3. 2

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
平成年月日			平成年月日
28. 9. 30	秋 田 県 知 事	平成28年度起債同意申請	同意 28. 10. 12
29. 3. 9	秋 田 県 知 事	平成28年度起債同意申請	同意 29. 3. 21

(4) 職員に関する事項

管 理 者	事 務 職 員 主 事	技 術 職 員 技 師	計
1人	22人	95人	118人 (うち資本勘定支弁職員17人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項  
該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

- (イ) 配水管布設 外旭川地区(外旭川四百刈線)ほか  
4,900.6m
- (ロ) 土崎環状線配水管整備工事 483.7m
- (ハ) 緊急貯水槽整備工事 1基

(2) 改良工事の概況

- (イ) 配水管布設替 御野場地区(御野場三丁目線)ほか  
17,156.3 m
- (ロ) 土崎環状線配水管整備工事ほか 2,410.4 m
- (ハ) 仁井田浄水場計装設備更新工事ほか 一式

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額 円	収 入 額 円	未 収 額 円	収入比率 %
営 業 収 益	6,570,275,869 (7,086,297,301)	5,980,864,263 (6,450,818,608)	589,411,606 (635,478,693)	91.0 (91.0)
営 業 外 収 益	651,319,248 (653,342,152)	629,079,110 (629,345,078)	22,240,138 (23,997,074)	96.6 (96.3)
合 計	7,221,595,117 (7,739,639,453)	6,609,943,373 (7,080,163,686)	611,651,744 (659,475,767)	91.5 (91.5)

注 ( ) 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額 円
営 業 費 用	5,460,633,317 (5,618,522,245)
営 業 外 費 用	422,251,822 (629,912,297)
特 別 損 失	133,435 (141,063)
合 計	5,883,018,574 (6,248,575,605)

注 ( ) 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(3) 保存工事の概況

- (イ) 配・給水管漏水修理 455 件
- (ロ) メーター取替数 18,913 件
- (ハ) 計画漏水防止 876.7 km

3 業 務

(1) 業 務 量

給 水 世 帯 数	134,471 世帯
給 水 人 口	308,962 人
年 間 総 配 水 量	35,846,975 m <sup>3</sup>
一 日 最 大 配 水 量	112,162 m <sup>3</sup>
一 日 平 均 配 水 量	98,211 m <sup>3</sup>
有 収 水 量	33,180,741 m <sup>3</sup>
有 収 率	92.6 %
送 配 水 管 総 延 長	1,964,987 m

(4) その他主要な事項

該当事項なし



## 4 会 計

## (1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日	八橋本町六丁目地内（道路）	円	山岡工業株式会社
28. 5. 24	配水管橋梁添架工事	24,980,400	代表取締役 山岡 緑 三 郎
28. 6. 21	土崎港北七丁目線	39,650,040	株式会社カミオ
	配水管整備工事		代表取締役 谷 藤 健 二
28. 6. 21	上北手小山田線	21,987,720	株式会社岡部建設工業
	配水管整備工事		代表取締役 岡 部 秋 男
28. 6. 21	山王臨海町線	42,183,720	株式会社加賀屋組
	配水管整備工事		代表取締役社長 加賀屋賢二
28. 6. 21	下北手梨平線	34,120,440	羽後設備株式会社
	配水管整備工事		代表取締役社長 佐 藤 裕 之
28. 6. 24	御野場三丁目線ほか	89,061,120	山岡工業株式会社
	配水管整備工事		代表取締役 山岡 緑 三 郎
28. 6. 28	土崎港北六丁目線	42,145,920	北環興業株式会社
	配水管整備工事		代表取締役社長 本 多 秀 文
28. 6. 28	外旭川四百刈線	56,905,200	互大設備工業株式会社
	配水管整備工事		代表取締役 脇 屋 憲 一
28. 6. 28	寺内油田三丁目線ほか	43,206,480	株式会社渡部工業
	配水管整備工事		代表取締役 渡 部 俊 二
28. 6. 28	藤倉水源地水道施設	21,624,840	株式会社中山組
	管理橋補修工事		代表取締役 千 葉 利 則
28. 7. 5	飯島松根西町線	34,687,440	高進設備株式会社
	配水管整備工事		代表取締役 高 橋 清 広
28. 7. 5	将軍野青山町線ほか	21,438,000	株式会社あたご
	配水管整備工事		代表取締役 佐 藤 義 孝
28. 7. 8	御野場六丁目線ほか	89,311,680	株式会社三和施設
	配水管整備工事		代表取締役 佐 藤 弘 康
28. 7. 8	上北手百崎内山線	97,128,720	山二施設工業株式会社
	配水管整備工事		代表取締役社長 阿 部 公 雄
28. 7. 8	老朽管更新事業 土崎環状線	146,586,240	清三屋施設工業株式会社
	配水管整備工事その7		代表取締役 高 橋 洋 平
28. 7. 8	老朽管更新事業 金足線	78,951,240	株式会社佐藤設備工業
	配水管整備工事その2		代表取締役 佐 藤 泰 雄
28. 7. 12	将軍野南一丁目線	37,612,080	株式会社カミオ
	配水管整備工事		代表取締役 谷 藤 健 二
28. 7. 19	八橋本町三丁目線ほか	40,380,120	株式会社協設
	配水管整備工事		代表取締役 吉 田 孝 二
28. 7. 19	豊岩浄水場建物改修工事	26,531,280	株式会社鈴木工務店
			代表取締役 鈴 木 満 彦
28. 7. 21	老朽管更新事業 土崎環状線	114,551,280	山岡工業株式会社
	配水管整備工事その8		代表取締役 山岡 緑 三 郎
28. 7. 26	飯島薬師田線ほか	28,267,920	株式会社渡部工業
	配水管整備工事		代表取締役 渡 部 俊 二
28. 7. 26	旭南三丁目線	43,896,600	株式会社日東施設工業所
	配水管整備工事		代表取締役 新 泉 博 智
28. 7. 29	中通五丁目線ほか	106,226,640	株式会社あたご
	配水管整備工事		代表取締役 佐 藤 義 孝
28. 8. 2	河辺神内字坂ノ下地内（下水）	33,399,000	株式会社岡部建設工業
	配水管移設工事		代表取締役 岡 部 秋 男
28. 8. 2	飯島西袋二丁目線	25,848,720	藤重建設株式会社
	配水管整備工事		代表取締役 佐 藤 重 明

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 28. 8. 9	茨島二丁目線ほか 配水管整備工事	円 45,093,240	株式会社北勢工業 代表取締役 太田博之
28. 8. 9	牛島西一丁目地内(道路) 配水管移設工事その2	44,025,120	清三屋施設工業株式会社 代表取締役 高橋洋平
28. 8. 12	飯島新町一丁目線 配水管整備工事その2	70,393,320	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二
28. 8. 30	牛島東四丁目線ほか 配水管整備工事	22,106,520	日管設備工業株式会社 代表取締役 工藤明信
28. 8. 30	下新城笠岡線 配水管整備工事	34,857,000	藤重建設株式会社 代表取締役 佐藤重明
28. 8. 30	河辺神内坂ノ下線 配水管整備工事	30,528,360	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
28. 8. 30	仁井田浄水場ポンプ改修工事	25,834,680	株式会社能登谷工務所 代表取締役社長 能登谷正人
28. 9. 2	緊急貯水槽整備工事	69,276,600	コスモ工機株式会社秋田営業所 所長 佐々木友和
28. 9. 6	雄和高区配水場 自家用発電機設備更新工事	21,114,000	秋田電機建設株式会社 代表取締役 熊谷榮信
28. 9. 6	仁井田浄水場 中央監視制御設備整備工事	32,250,960	秋田電機建設株式会社 代表取締役 熊谷榮信
28. 9.13	雄和新波地内(国交省) 配水管移設工事	20,985,480	株式会社北勢工業 代表取締役 太田博之
28. 10. 4	仁井田浄水場 計装設備更新工事	23,878,800	秋田電機建設株式会社 代表取締役 熊谷榮信
29. 2. 14	牛島西一丁目線(道路) 配水管整備工事	23,446,800	株式会社日東施設工業所 代表取締役 新泉博智
29. 2. 21	新屋松美ガ丘北町線 配水管整備工事	40,327,200	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
29. 2. 21	飯島鼠田二丁目線 配水管整備工事	32,277,960	株式会社佐藤設備工業 代表取締役 佐藤泰雄
29. 2. 21	南通亀の町線 配水管整備工事	32,324,400	有限会社太平工務所 代表取締役 藤井進
29. 2. 21	檜山太田町線 配水管整備工事	23,220,000	伊藤工業株式会社 代表取締役社長 伊藤満
29. 2. 21	土崎港南一丁目線 配水管整備工事	20,628,000	日管設備工業株式会社 代表取締役 工藤明信
29. 2. 24	八橋本町三丁目線ほか 配水管整備工事	58,471,200	株式会社北勢工業 代表取締役 太田博之
29. 2. 24	濁川堀尾田線ほか 配水管整備工事	50,086,080	羽後設備株式会社 代表取締役社長 佐藤裕之
29. 2. 24	土崎港相染町線 配水管整備工事	86,875,200	株式会社カミオ 代表取締役 谷藤健二
29. 2. 24	河辺神内太田面線 配水管整備工事	58,784,400	株式会社足利工務店 代表取締役 足利健
29. 2. 28	飯島道東二丁目線 配水管整備工事	37,303,200	山二施設工業株式会社 代表取締役社長 阿部公雄
29. 2. 28	山王二丁目線 配水管整備工事	34,700,400	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二
29. 2. 28	旭川新藤田東町線ほか 配水管整備工事	28,879,200	株式会社日景工業 代表取締役 日景英之

(2) 企業債及び一時借入金の概況

- (イ) 企業債未償還額 24,737,773,981円
- (ロ) 一時借入金現在高 0円

(3) その他会計経理に関する重要事項

該当事項なし

5 附 帯 事 項

該当事項なし

平成28年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業 収 益	円 10,829,057,000	円 40,139,000	円 -	円 10,869,196,000	円 10,869,753,215	円 557,215	
第1項 営業収益	7,453,242,000	55,306,000	-	7,508,548,000	7,520,315,502	11,767,502	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 401,227,395円)
第2項 営業外収益	3,375,813,000	△ 46,981,000	-	3,328,832,000	3,329,434,728	602,728	( " ) 128,201円)
第3項 特別利益	2,000	31,814,000	-	31,816,000	20,002,985	△ 11,813,015	( " ) 901,633円)

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 下水道事業 費 用	10,003,円 183,000	△ 59,円 985,000	円 -	円 -	円 -	9,943,円 198,000	2,円 538,000	9,945,円 736,000	9,766,円 860,343	円 -	178,円 875,657	
第1項 営業費用	8,470,円 227,000	△ 127,円 952,000	-	-	-	8,342,円 275,000	2,円 538,000	8,344,円 813,000	8,231,円 134,452	-	113,円 678,548	(うち、消費税及び 地方消費税相当分) 192,473,583円)
第2項 営業外 費 用	1,528,円 905,000	36,503,000	-	-	-	1,565,円 408,000	-	1,565,円 408,000	1,503円 674,661	-	61,733,339	
第3項 特別損失	1,501,000	31,円 464,000	-	-	-	32,円 965,000	-	32,円 965,000	32,051,230	-	913,770	(うち、消費税及び 地方消費税相当分) 6,455円)
第4項 予 備 費	2,550,000	-	-	-	-	2,550,000	-	2,550,000	-	-	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に 比べ決算額 の増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費 繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 6,337,464,000	△ 178,円 912,000	円 6,158,552,000	円 615,835,000	円 190,000,000	円 6,964,387,000	円 4,586,003,073	△ 2,378,円 383,927	
第1項 企業債	3,945,800,000	△ 122,円 400,000	3,823,400,000	431,100,000	90,000,000	4,344,500,000	2,963,000,000	△ 1,381,円 500,000	翌年度繰越額 1,375,100,000円
第2項 出 資 金	922,134,000	832,000	922,966,000	-	-	922,966,000	922,966,000	0	
第3項 補 助 金	1,368,000,000	2,332,000	1,370,332,000	184,735,000	100,000,000	1,655,067,000	651,000,437	△ 1,004,円 066,563	翌年度繰越額 1,003,846,000円
第4項 負 担 金	101,529,000	△ 59,円 691,000	41,838,000	-	-	41,838,000	49,020,436	7,182,436	
第5項 固定資産 売却代金	1,000	15,000	16,000	-	-	16,000	16,200	200	(うち、消費税及び 地方消費税相当分) 1,200円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	10,471,997,000円	△ 76,250,000円	円 -	10,395,747,000円	750,553,000円	200,000,000円	11,346,300,000円	8,767,410,158円	2,560,385,560円	円 -	2,560,385,560円	18,504,282円	
第1項 建設改良費	4,620,821,000円	△ 87,646,000円	-	4,533,175,000円	750,553,000円	200,000,000円	5,483,728,000円	2,904,839,214円	2,560,385,560円	-	2,560,385,560円	18,503,226円	(うち、消費税及び地方消費税相当分194,660,383円)
第2項 企業債償還金	5,851,176,000円	11,396,000円	-	5,862,572,000円	-	-	5,862,572,000円	5,862,570,944円	-	-	-	1,056円	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,181,407,085円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額92,981,618円、減債積立金1,109,257,492円、過年度分損益勘定留保資金574,884,699円及び当年度分損益勘定留保資金2,404,283,276円で補てんした。

平成28年度秋田市下水道事業報告書

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 給水状況

本市の下水道事業は、浸水防除、生活環境の改善および公共用水域の水質保全のため計画区域内の下水道整備を順次進めています。年度末における処理区域内面積は、5,878haとなり、前年度と比較して28ha増加、処理区域内人口は291,654人で、前年度と比較して1,026人減少しております。この結果、下水道普及率は93.0%となっております。

また、年間総処理水量は、40,047,291m<sup>3</sup>となり、前年度と比較して2,382,185m<sup>3</sup>増加しております。このうち、年間有収水量は、28,236,161m<sup>3</sup>で、前年度と比較して31,505m<sup>3</sup>増加しております。

(ロ) 工事状況

管渠建設事業は、1,709,445千円の事業費をもって、浸水対策として牛島西、楢山城南地区などの雨水管を整備したほか、市内各地域で污水管の面整備などを行い、計3,591mの管渠を布設しております。さらに大町地区などにおいて老朽管の改築などを実施しております。

ポンプ場建設事業は、38,721千円の事業費をもって、川口污水中継ポンプ場の自動火災報知設備の更新工事を実施しております。

処理場建設事業は、165,013千円の事業費をもって、八橋終末処理場の旧管理棟耐震補強工事および機械設備の更新工事などを実施しております。

特定環境保全公共下水道事業は、596,136千円の事業費をもって、太平地区などに污水管5,286mを布設しております。

(ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす下水道使用料が、前年度と比較して0.1%の増となったほか、特別利益の増などにより、総収益では前年度比0.1%増の10,467,496千円となっております。

支出では、流域下水道費や処理場費の増などにより、総費用では前年度比1.2%増の9,457,585千円となっております。

この結果、1,009,911千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も人口減少や節水などにより、下水道使用料の伸びは期待できず厳しい状況が続くものと予測されます。一方、引き続き衛生的で快適な生活空間を提供していくためには、老朽施設の更新や適切な維持管理など多額の投資を行っていく必要があります。このため、長期の視点に立った更新計画に基づき更新を進めるほか、処理場統合による費用の縮減など、効率的な事業運営に努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第133号	平成27年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	平成 年 月 日	平成 年 月 日
第137号	秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	28. 9. 2	28. 9. 28
第160号	平成28年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	28. 11. 28	28. 12. 20
第162号	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件	28. 12. 7	28. 12. 20
第163号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	28. 12. 7	28. 12. 20
第166号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	28. 12. 7	28. 12. 20
第167号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	28. 12. 7	28. 12. 20
第170号	平成28年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	28. 12. 7	28. 12. 20
第16号	平成29年度秋田市下水道事業会計予算の件	29. 2. 14	29. 3. 16
第28号	平成28年度秋田市下水道事業会計補正予算（第3号）の件	29. 2. 14	29. 3. 2

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
平成年月日			平成年月日
28. 9. 30	秋 田 県 知 事	平成28年度起債同意申請	同意 28. 10. 12
28. 9. 30	秋 田 県 知 事	平成28年度起債同意申請	同意 28. 10. 12
29. 3. 9	秋 田 県 知 事	平成28年度起債同意申請	同意 29. 3. 21
29. 3. 9	秋 田 県 知 事	平成28年度起債同意申請	同意 29. 3. 21

(4) 職員に関する事項

事務職員 主事	技術職員 技師	計
17人	58人	75人 (うち資本勘定支弁職員27人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項  
該当事項なし

(イ) 管渠布設	5,286m
(2) 改良工事の概況	
(イ) 管渠布設替等 川尻地内ほか	3,980m
(ロ) 川口汚水中継ポンプ場施設整備	設備更新一式
(ハ) 八橋終末処理場施設整備	耐震補強ほか一式
(3) 保存工事の概況	
(イ) 管渠修繕	358件

2 工 事

(1) 建設工事の概況

管渠建設事業

(イ) 管渠布設	3,591m
----------	--------

特定環境保全公共下水道事業

3 業 務

(1) 業 務 量

	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	計
排水戸数	118,157戸	724戸	118,881戸
処理区域内人口	288,507人	3,147人	291,654人
年間総処理水量 (うち汚水処理水量)	39,751,227 m <sup>3</sup> ( 31,642,657 m <sup>3</sup> )	296,064 m <sup>3</sup> ( 296,064 m <sup>3</sup> )	40,047,291 m <sup>3</sup> ( 31,938,721 m <sup>3</sup> )
一日平均処理水量	108,908 m <sup>3</sup>	811 m <sup>3</sup>	109,719 m <sup>3</sup>
有収水量	27,989,643 m <sup>3</sup>	246,518 m <sup>3</sup>	28,236,161 m <sup>3</sup>
有収率	88.5%	83.3%	88.4%
管渠布設総延長	1,516,354m	55,333m	1,571,687m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額 円	収 入 額 円	未 収 額 円	収入比率 %
営業収益	7,119,088,107 (7,520,315,502)	6,617,381,545 (6,978,564,119)	501,706,562 (541,751,383)	93.0 (92.8)
営業外収益	3,329,306,724 (3,329,434,728)	3,328,980,316 (3,329,083,968)	326,408 (350,760)	99.9 (99.9)
特別利益	19,101,352 (20,002,985)	19,101,352 (20,002,985)	0 (0)	100.0 (100.0)
合 計	10,467,496,183 (10,869,753,215)	9,965,463,213 (10,327,651,072)	502,032,970 (542,102,143)	95.2 (95.0)

注 ( ) 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額 円	合 計
営業費用	8,038,660,869 (8,231,134,452)	(32,051,230) 9,457,584,929 (9,766,860,343)
営業外費用	1,386,879,285 (1,503,674,661)	
特別損失	32,044,775	

注 ( ) 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(4) その他主要な事項  
該当事項なし

## 4 会 計

## (1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 28. 6. 2	公共下水道築造工事 牛島西一丁目地内	円 40,996,800	豊島建設株式会社 代表取締役 豊島悦雄
28. 6. 7	公共下水道築造工事 河辺和田字高屋敷地内ほか	33,231,600	アルファグリーン株式会社 代表取締役 酒井利明
28. 6. 7	公共下水道築造工事 太平八田字館ヶ沢地内ほか	26,915,760	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二
28. 6. 7	公共下水道築造工事 太平寺庭字寺庭地内(2)	42,685,920	加藤建設株式会社 代表取締役 加藤俊介
28. 6. 14	公共下水道築造工事 太平中関字川原地内(1)	24,199,560	株式会社英明工務店 代表取締役 加藤憲成
28. 6. 21	公共下水道築造工事 牛島西一丁目地内ほか	27,478,440	伊藤工業株式会社 代表取締役社長 伊藤満
28. 6. 24	公共下水道築造工事 太平八田字上八田地内ほか	82,512,000	古城建設株式会社 代表取締役 高山彰
28. 6. 24	公共下水道築造工事 太平黒沢字稲荷地内ほか	63,717,840	伊藤工業株式会社 代表取締役社長 伊藤満
28. 6. 24	公共下水道築造工事 太平黒沢字館越地内ほか	56,378,160	株式会社三勇建設 代表取締役 三浦稔
28. 6. 24	公共下水道築造工事 河辺神内字坂ノ下地内ほか(1)	49,680,000	株式会社英明工務店 代表取締役 加藤憲成
28. 7. 8	公共下水道築造工事 太平中関字寺中地内(1)	40,467,600	中央土建株式会社 代表取締役 伊藤久一
28. 7. 12	八橋下水道終末処理場汚水ポンプ 改修工事 八橋本町六丁目12番15号	39,474,000	株式会社能登谷工務所 代表取締役 能登谷正人
28. 7. 12	八橋下水道終末処理場汚水ポンプ 可変速制御装置改修工事(1系・ 2系) 八橋本町六丁目12番15号	48,816,000	菱明三菱電機機器販売株式会社 取締役社長 寶田謙一
28. 7. 26	下水道長寿命化工事 土崎港中央一丁目地内ほか	33,881,760	株式会社石黒建設工業 代表取締役 石黒学
28. 7. 26	下水道長寿命化工事 保戸野中町地内ほか	44,911,800	株式会社伊藤組 代表取締役 伊藤徳雄
28. 7. 29	八橋終末処理場1系 沈砂池設備更新工事 八橋本町六丁目12番15号	77,220,000	株式会社能登谷工務所 代表取締役 能登谷正人
28. 7. 29	公共下水道築造工事 太平黒沢字野崎地内ほか	65,880,000	古城建設株式会社 代表取締役 高山彰
28. 8. 9	下水道長寿命化工事 中通六丁目地内	31,621,320	豊興産株式会社 代表取締役 石黒望
28. 8. 12	公共下水道築造工事 手形字西谷地地内	46,980,000	株式会社住建トレーディング 代表取締役 工藤源聖
28. 8. 30	公共下水道築造工事 太平中関字寺中地内(2)	35,709,120	加藤建設株式会社 代表取締役 加藤俊介
28. 8. 30	公共下水道築造工事 河辺神内字坂ノ下地内ほか(2)	20,720,880	株式会社伊太土木 代表取締役 伊藤四郎

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 28. 8. 30	下水道長寿命化工事 大町三丁目地内ほか	円 47,603,160	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡 緑 三 郎
28. 9. 20	下水道長寿命化工事 大町二丁目地内ほか	48,600,000	株式会社三勇建設 代表取締役 三 浦 稔
28. 10. 4	公共下水道築造工事 手形字十七流地内	34,383,960	豊興産株式会社 代表取締役 石 黒 望
28. 11. 8	公共下水道築造工事 檜山城南新町地内	32,357,880	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋賢二
28. 11. 15	公共下水道築造工事 太平八田字才ノ崎地内ほか	29,394,360	豊島建設株式会社 代表取締役 豊 島 悦 雄
28. 12. 6	公共下水道築造工事 河辺和田字式田地内	30,166,560	中央土建株式会社 代表取締役 伊 藤 久 一
28. 12. 6	公共下水道長沼幹線築造工事に伴う排水設備工事 南通宮田地内	34,560,000	株式会社能登谷工務所 代表取締役 能登谷正人
28. 12. 20	下水道長寿命化工事 新屋元町地内	48,470,400	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡 緑 三 郎
29. 2. 14	下水道長寿命化工事 土崎港中央一丁目地内	28,512,000	株式会社英明工務店 代表取締役 加 藤 憲 成
29. 2. 21	公共下水道築造工事 新屋町字田尻沢地内ほか	30,418,200	むつみ造園土木株式会社 代表取締役 佐々木創太
29. 2. 21	公共下水道築造工事 太平八田字琴ヶ沢地内ほか	38,991,240	中央土建株式会社 代表取締役 伊 藤 久 一
29. 2. 24	下水道長寿命化工事 千秋明徳町地内ほか	49,510,440	株式会社三勇建設 代表取締役 三 浦 稔
29. 2. 24	下水道長寿命化工事 檜山登町地内	68,472,000	豊興産株式会社 代表取締役 石 黒 望
29. 2. 28	公共下水道築造工事 河辺神内字太田面地内ほか	26,586,360	豊島建設株式会社 代表取締役 豊 島 悦 雄
29. 3. 3	公共下水道築造工事 太平山谷字一ノ関地内ほか	56,653,560	豊島建設株式会社 代表取締役 豊 島 悦 雄
29. 3. 7	公共下水道築造工事 河辺神内字坂ノ下地内ほか(3)	23,918,760	瀬下建設工業株式会社 代表取締役 瀬 下 和 夫
29. 3. 23	下水道長寿命化工事 旭南三丁目地内ほか	41,364,000	株式会社伊藤組 代表取締役 伊 藤 徳 雄
29. 3. 28	下水道長寿命化工事 土崎港中央四丁目地内ほか	57,780,000	株式会社佐原組 代表取締役 佐 原 光 朗
29. 3. 28	下水道長寿命化工事 千秋北の丸地内ほか	49,032,000	株式会社英明工務店 代表取締役 加 藤 憲 成
29. 3. 28	下水道長寿命化工事 檜山南中町地内ほか	54,972,000	工藤建設株式会社 代表取締役 工 藤 堅 裕
29. 3. 28	下水道長寿命化工事 南通築地地内ほか	50,220,000	株式会社石黒建設工業 代表取締役 石 黒 学

- (2) 企業債及び一時借入金の概況
  - (イ) 企業債未償還額 72,982,064,263円
  - (ロ) 一時借入金現在高 0円
- (3) その他会計経理に関する重要事項  
該当事項なし
- 5 附 帯 事 項  
該当事項なし

平成28年度秋田市農業集落排水事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水事業収益	円 834,133,000	円 △ 10,013,000	円 -	円 824,120,000	円 823,339,460	円 △ 780,540	
第1項 営業収益	142,086,000	△ 3,515,000	-	138,571,000	139,405,826	834,826	(うち、消費税及び地方消費税相当分 10,237,405円)
第2項 営業外収益	692,046,000	△ 21,332,000	-	670,714,000	669,034,649	△ 1,679,351	( " 3,138円)
第3項 特別利益	1,000	14,834,000	-	14,835,000	14,898,985	63,985	( " 6,412円)
第2款 個別排水処理事業収益	31,871,000	△ 1,200,000	-	30,671,000	30,768,081	97,081	
第1項 営業収益	8,895,000	△ 206,000	-	8,689,000	8,829,918	140,918	(うち、消費税及び地方消費税相当分 652,661円)
第2項 営業外収益	22,974,000	△ 994,000	-	21,980,000	21,938,163	△ 41,837	
第3項 特別利益	2,000	-	-	2,000	-	△ 2,000	
合 計	866,004,000	△ 11,213,000	-	854,791,000	854,107,541	△ 683,459	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額					合 計
第1款 農業集落排水事業費用	円 833,559,000	円 △ 9,840,000	円 -	円 -	円 -	円 823,719,000	円 -	円 823,719,000	円 790,048,900	円 -	円 33,670,100	
第1項 営業費用	726,813,000	△ 2,999,000	-	-	-	723,814,000	-	723,814,000	691,588,901	-	32,225,099	(うち、消費税及び地方消費税相当分 12,592,451円)
第2項 営業外費用	89,537,000	△ 6,841,000	-	-	-	82,696,000	-	82,696,000	81,783,159	-	912,841	
第3項 特別損失	16,709,000	-	-	-	-	16,709,000	-	16,709,000	16,676,840	-	32,160	(うち、消費税及び地方消費税相当分 1,197円)
第4項 予備費	500,000	-	-	-	-	500,000	-	500,000	-	-	500,000	
第2款 個別排水処理事業費用	32,300,000	△ 1,276,000	-	-	-	31,024,000	-	31,024,000	29,158,515	-	1,865,485	
第1項 営業費用	29,412,000	△ 877,000	-	-	-	28,535,000	-	28,535,000	26,772,337	-	1,762,663	(うち、消費税及び地方消費税相当分 945,113円)
第2項 営業外費用	2,786,000	△ 399,000	-	-	-	2,387,000	-	2,387,000	2,386,178	-	822	
第3項 特別損失	2,000	-	-	-	-	2,000	-	2,000	-	-	2,000	
第4項 予備費	100,000	-	-	-	-	100,000	-	100,000	-	-	100,000	
合 計	865,859,000	△ 11,116,000	-	-	-	854,743,000	-	854,743,000	819,207,415	-	35,535,585	



(2) 資本的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水 事業資本的収入	206,985,000	△ 58,876,000	148,109,000	円 -	円 -	148,109,000	148,109,000	円 0	
第1項 企業債	46,300,000	△ 21,500,000	24,800,000	-	-	24,800,000	24,800,000	0	
第2項 出資金	100,113,000	△ 14,876,000	85,237,000	-	-	85,237,000	85,237,000	0	
第3項 補助金	47,300,000	△ 22,500,000	24,800,000	-	-	24,800,000	24,800,000	0	
第4項 基金 繰入金	13,272,000	-	13,272,000	-	-	13,272,000	13,272,000	0	
第2款 個別排水処理 事業資本的収入	25,238,000	△ 9,431,000	15,807,000	-	-	15,807,000	13,109,400	△ 2,697,600	
第1項 企業債	9,900,000	△ 5,200,000	4,700,000	-	-	4,700,000	2,200,000	△ 2,500,000	
第2項 出資金	11,375,000	△ 642,000	10,733,000	-	-	10,733,000	10,733,000	0	
第3項 補助金	2,976,000	△ 2,976,000	0	-	-	0	-	0	
第4項 負担金	987,000	△ 613,000	374,000	-	-	374,000	176,400	△ 197,600	
合 計	232,223,000	△ 68,307,000	163,916,000	-	-	163,916,000	161,218,400	△ 2,697,600	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規 定による 繰越額	継続費通 次繰 越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費通 次繰 越額	合 計		不用額
第1款 農業集落排水 事業資本的支出	411,977,000	△ 55,950,000	円 -	356,027,000	円 -	円 -	356,027,000	354,800,232	円 -	円 -	円 -	1,226,768	
第1項 建設 改良費	121,274,000	△ 58,876,000	-	62,398,000	-	-	62,398,000	61,172,610	-	-	-	1,225,390	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 4,186,962円)
第2項 企業債 償還金	290,678,000	2,931,000	-	293,609,000	-	-	293,609,000	293,607,622	-	-	-	1,378	
第3項 投資	25,000	△ 5,000	-	20,000	-	-	20,000	20,000	-	-	-	0	
第2款 個別排水処理 事業資本的支出	30,458,000	△ 9,452,000	-	21,006,000	-	-	21,006,000	17,644,609	-	-	-	3,361,391	
第1項 建設 改良費	24,405,000	△ 9,550,000	-	14,855,000	-	-	14,855,000	11,494,482	-	-	-	3,360,518	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 186,228円)
第2項 企業債 償還金	6,053,000	98,000	-	6,151,000	-	-	6,151,000	6,150,127	-	-	-	873	
合 計	442,435,000	△ 65,402,000	-	377,033,000	-	-	377,033,000	372,444,841	-	-	-	4,588,159	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額211,226,441円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,523,087円、減債積立金41,680,653円及び過年度分損益勘定留保資金167,022,701円で補てんした。

平成28年度秋田市農業集落排水事業報告書

1 概 況

(1) 総括事項

(イ) 普及状況

本市の農業集落排水事業、個別排水処理事業は、農業集落における農業用排水の水質保全および農村生活環境の改善又は汚水を集合して処理することが適当でない地域の健康で快適な生活環境の確保を図るとともに、公共用水域の水質保全のため処理施設などの維持管理に努めております。年度末における処理区域内面積は625haであり、前年度と同面積、処理区域内人口は10,277人で、前年度と比較して222人減少しております。この結果、普及率は3.3%となっております。

また、年間総処理水量は、1,032,784m<sup>3</sup>となり、前年度

と比較して38,510m<sup>3</sup>減少しております。このうち、年間有収水量は、831,053m<sup>3</sup>で、前年度と比較して18,671m<sup>3</sup>減少しております。

(ロ) 工事状況

農業集落排水建設改良事業は、61,173千円の事業費をもって、下北手寒川処理区を隣接する下北手中央処理区に統合

するための管渠布設工事、下新城笠岡地内の既設橋撤去に伴う圧送管移設工事、河辺飛沢地区処理施設の劣化状況等を調査するための機能診断業務委託などを実施しております。

個別排水処理施設建設事業は、11,494千円の事業費をもって、下浜羽川字小金沢および四ツ小屋字与左エ門川原において2基の浄化槽を設置しております。

(ハ) 財政状況

収入では、他会計補助金の減などにより、総収益では前年度比2.2%減の843,208千円となっております。

支出では、減価償却費の減などにより、前年度比1.1%減の810,831千円となっております。

この結果、32,377千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も人口減少や節水などにより、使用料の伸びは期待できず、厳しい経営環境が続くものと予測されます。このため、水洗化の普及促進による有収水量の確保に努めるとともに、施設の統合や公共下水道への接続などにより事業の効率化を図り、経営基盤の強化に向け一層努力してまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日
第134号	平成27年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	平成 年 月 日	平成 年 月 日
第137号	秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	28. 11. 28	28. 12. 20
第161号	平成28年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件	28. 11. 28	28. 12. 20
第162号	秋田市職員給与条例等の一部を改正する件	28. 12. 7	28. 12. 20
第163号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	28. 12. 7	28. 12. 20
第166号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	28. 12. 7	28. 12. 20
第167号	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	28. 12. 7	28. 12. 20
第17号	平成29年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	29. 2. 14	29. 3. 16
第29号	平成28年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件	29. 2. 14	29. 3. 2
第48号	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	29. 2. 14	29. 3. 16
第49号	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	29. 2. 14	29. 3. 16

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件 名	認可年月日
平成 年 月 日			平成 年 月 日
28. 9. 30	秋 田 県 知 事	平成28年度起債同意申請	同意 28. 10. 12

(4) 職員に関する事項

事務職員 主 事	技術職員 技 師	計
1人	3人	4人 (うち資本勘定支弁職員2人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

(2) 改良工事の概況

(イ) 下北手寒川処理区統合に伴う整備

(ロ) 下新城笠岡地内既設橋撤去に伴う下水道圧送管移設

(3) 保存工事の概況

(イ) 管 渠 修 繕

17件

2 工 事

(1) 建設工事の概況

特定地域生活排水処理施設整備 2基

3 業 務

(1) 業 務 量

	農業集落排水	個別排水処理	計
排 水 戸 数	2,862戸	222戸	3,084戸
処 理 区 域 内 人 口	9,527人	750人	10,277人
年 間 総 処 理 水 量	979,701m <sup>3</sup>	53,083m <sup>3</sup>	1,032,784m <sup>3</sup>
一 日 平 均 処 理 水 量	2,684m <sup>3</sup>	146m <sup>3</sup>	2,830m <sup>3</sup>
有 収 水 量	777,970m <sup>3</sup>	53,083m <sup>3</sup>	831,053m <sup>3</sup>
有 収 率	79.4%	100.0%	80.5%
管 渠 布 設 総 延 長	160,930m	—	160,930m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収入比率
	円	円	円	%
営 業 収 益	137,345,678	116,869,688	20,475,990	85.1
	(148,235,744)	(126,125,195)	(22,110,549)	(85.1)
営 業 外 収 益	690,969,772	686,836,450	4,133,322	99.4
	(690,972,812)	(686,839,490)	(4,133,322)	(99.4)
特 別 利 益	14,892,573	14,798,667	93,906	99.4
	(14,898,985)	(14,798,883)	(100,102)	(99.3)
合 計	843,208,023	818,504,805	24,703,218	97.1
	(854,107,541)	(827,763,568)	(26,343,973)	(96.9)

注 ( ) 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額
	円
営 業 費 用	704,823,674
	(718,361,238)
営 業 外 費 用	89,331,667
	(84,169,337)
特 別 損 失	16,675,643
	(16,676,840)

合 計 810,830,984

(819,207,415)

注 ( ) 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
平成年月日 28. 6. 24	寒川地区機能強化に伴う管渠布設 工事	円 40,905,000	大和施工建設株式会社 代表取締役 古 戸 武

該当事項なし

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額	4,036,057,516円
(ロ) 一時借入金現在高	0円

5 附 帯 事 項

該当事項なし

(3) その他会計経理に関する重要事項

II 平成29年度上半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
市 税	43,509,406	22,448,846	51.6
地 方 譲 与 税	933,455	295,845	31.7
利 子 割 交 付 金	43,927	31,458	71.6
配 当 割 交 付 金	128,776	17,579	13.7
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	92,646	—	0.0
地 方 消 費 税 交 付 金	6,052,288	3,544,863	58.6
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	62,063	18,198	29.3

自動車取得税交付金	157,163	67,584	43.0
国有提供施設等所在市助成交付金	5,128	—	0.0
地方特例交付金	209,144	207,745	99.3
地方交付税	20,303,000	14,267,548	70.3
交通安全対策特別交付金	83,000	35,568	42.9
分担金及び負担金	1,330,498	479,144	36.0
使用料及び手数料	2,397,626	1,118,546	46.7
国庫支出金	22,057,600	8,071,467	36.6
県支出金	10,314,972	1,792,605	17.4
財産収入	228,880	228,954	100.0
寄附金	250,228	41,471	16.6
繰入金	4,409,316	35,568	0.8
繰越金	1,320,396	1,648,333	124.8
諸収入	7,521,801	375,909	5.0
市債	13,675,000	—	0.0
合計	135,086,313	54,727,231	40.5

※前年度からの繰越分を含む。

## 歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
議会費	725,744	379,206	52.3
総務費	17,455,235	7,296,291	41.8
民生費	49,529,633	18,923,021	38.2
衛生費	8,477,159	3,640,867	42.9
労働費	507,411	353,122	69.6
農林水産業費	3,948,050	1,370,011	34.7
商工費	7,190,592	5,864,318	81.6
土木費	15,800,970	6,388,126	40.4
消防費	3,812,282	1,480,375	38.8
教育費	11,544,994	4,071,723	35.3
災害復旧費	2,168,235	61,903	2.9
公債費	13,836,927	6,282,575	45.4
諸支出金	1	—	0.0
予備費	89,080	—	0.0
合計	135,086,313	56,111,538	41.5

※前年度からの繰越分・予備費充用分を含む。

## (2) 特別会計

## 歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
土地区画整理会計	2,347,302	94,818	4.0
市有林会計	145,664	14,209	9.8
市営墓地会計	98,698	47,037	47.7
中央卸売市場会計	68,491	12,056	17.6
公設地方卸売市場会計	421,742	119,908	28.4
大森山動物園会計	582,375	81,461	14.0
廃棄物発電会計	241,723	113,806	47.1
病院事業債管理会計	872,092	353,198	40.5
学校給食費会計	1,348,050	392,223	29.1
国民健康保険事業会計	36,044,026	14,333,936	39.8
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	143,588	142,832	99.5
介護保険事業会計	29,048,804	13,006,811	44.8

後期高齢者医療事業会計	3,292,658	1,177,645	35.8
合 計	74,655,213	29,889,940	40.0

※前年度からの繰越分を含む。

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
土地区画整理会計	2,347,302	580,570	24.7
市有林会計	145,664	104,424	71.7
市営墓地会計	98,698	18,967	19.2
中央卸売市場会計	68,491	40,122	58.6
公設地方卸売市場会計	421,742	212,533	50.4
大森山動物園会計	582,375	227,394	39.0
廃棄物発電会計	241,723	6,822	2.8
病院事業債管理会計	872,092	353,198	40.5
学校給食費会計	1,348,050	667,930	49.5
国民健康保険事業会計	36,044,026	15,342,272	42.6
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	143,588	107,256	74.7
介護保険事業会計	29,048,804	11,838,390	40.8
後期高齢者医療事業会計	3,292,658	1,107,554	33.6
合 計	74,655,213	30,607,432	41.0

※前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金の現在高

平成29年9月30日現在、一時借入金の現在高 0円

3 公営企業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執行率
水道事業収益	7,678,104,000	3,462,756,615	45.1
営業収益	7,013,182,000	3,419,454,396	48.8
営業外収益	664,920,000	43,302,219	6.5
特別利益	2,000	-	0.0

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
水道事業費用	6,752,134,000	1,241,246,110	18.4
営業費用	6,182,156,000	1,042,064,562	16.9
営業外費用	565,078,000	199,126,607	35.2
特別損失	3,100,000	54,941	1.8
予備費	1,800,000	-	0.0

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執行率
資本的収入	1,731,261,000	278,489,000	16.1
企業債	1,137,700,000	-	0.0
出資金	144,245,000	144,245,000	100.0
補助金	234,160,000	-	0.0
固定資産売却代金	1,000	-	0.0
負担金及び寄附金	215,155,000	134,244,000	62.4

・支 出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資 本 的 支 出	4,588,056,000	1,005,017,911	21.9
建 設 改 良 費	3,145,050,000	284,094,427	9.0
企 業 債 償 還 金	1,443,006,000	720,923,484	50.0

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表 (平成29年9月30日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	( 固 定 資 産 )	
60,040,357,195	有 形 固 定 資 産	
2,388,506,562	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	( 流 動 資 産 )	
10,261,340,025	現 金 ・ 預 金	
672,096,876	未 収 金 品	
44,956,744	貯 蔵 品	
501,146,320	前 払 金	
65,437,123	そ の 他 流 動 資 産	
	( 固 定 負 債 )	
	企 業 債 務	23,291,911,070
	長 期 リ ー ス 債 務	16,333
	引 当 金	2,220,204,012
	( 流 動 負 債 )	
	企 業 債 務	724,939,427
	短 期 リ ー ス 債 務	16,335
	未 払 金	25,199,748
	預 り 金 債	215,697,086
	そ の 他 流 動 負 債	262,736,377
	( 繰 延 収 益 )	
	長 期 前 受 金	16,514,319,185
1,708,817,638	長 期 前 受 金 額	
	収 益 化 累 計 額	
	( 資 本 金 )	
	資 本 金	19,905,338,921
	( 剰 余 金 )	
	資 本 剰 余 金	7,666,788,421
	利 益 剰 余 金	2,842,523,361
	( 水 道 事 業 収 益 )	
	営 業 収 益	3,168,382,156
	営 業 外 収 益	43,182,082
	( 水 道 事 業 費 用 )	
994,618,544	営 業 費 用	
199,126,607	営 業 外 費 用	
50,880	特 別 損 失	
76,881,254,514	合 計	76,881,254,514

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執行率
下水道事業収益	10,920,925,000	6,258,367,161	57.3
営業収益	7,565,836,000	4,884,256,676	64.6
営業外収益	3,355,087,000	1,371,741,795	40.9
特別利益	2,000	2,368,690	殆増

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
下水道事業費用	10,023,170,000	1,407,482,081	14.0
営業費用	8,634,877,000	805,644,104	9.3
営業外費用	1,384,242,000	601,778,834	43.5
特別損失	1,501,000	59,143	3.9
予備費	2,550,000	-	0.0

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執行率
資本的収入	8,653,739,000	2,131,045,668	24.6
企業債	5,398,000,000	-	0.0
出資金	923,977,000	923,977,000	100.0
補助金	2,201,046,000	1,187,200,000	53.9
負担金	130,715,000	19,868,668	15.2
固定資産売却代金	1,000	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
資本的支出	12,848,334,560	3,636,628,954	28.3
建設改良費	6,979,345,560	702,382,919	10.1
企業債償還金	5,868,989,000	2,934,246,035	50.0

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表 (平成29年9月30日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
159,207,837,028	( 固 定 資 産 )	
9,287,945,284	有形固定資産	
	無形固定資産	
	( 流 動 資 産 )	
4,136,047,021	現金・預金	
2,661,295,373	未収金	
817,672,900	前払金	
92,711,255	その他流動資産	
	( 固 定 負 債 )	
	企業債	67,091,279,437
	引当金	1,815,169,122
	( 流 動 負 債 )	
	企業債	2,956,538,791
	未払金	496,847,165
	その他流動負債	203,295,295
	( 繰 延 収 益 )	

5,876,602,500	長期前受金額 長期前受金額 収益化累計額 (資本金)	64,827,258,261
	資本金 (剰余金)	33,251,156,394
	資本剰余金 利益剰余金	4,620,735,594
	(下水道事業収益)	2,119,168,746
	営業収益	4,683,073,781
	営業外収益	1,371,721,707
	特別利益	2,364,272
756,663,601	(下水道事業費用)	
601,778,834	営業費用	
54,769	営業外費用	
	特別損失	
183,438,608,565	合計	183,438,608,565

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執行率
農業集落排水事業収益	752,439,000	442,737,551	58.8
営業収益	134,594,000	69,640,450	51.7
営業外収益	617,844,000	373,097,101	60.4
特別利益	1,000	-	0.0
個別排水処理事業収益	33,591,000	27,849,327	82.9
営業収益	8,752,000	4,436,327	50.7
営業外収益	24,837,000	23,413,000	94.3
特別利益	2,000	-	0.0

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
農業集落排水事業費用	751,716,000	103,857,095	13.8
営業費用	674,679,000	68,159,661	10.1
営業外費用	76,487,000	35,517,308	46.4
特別損失	181,000	180,126	99.5
予備費	369,000	-	0.0
個別排水処理事業費用	34,177,000	4,584,836	13.4
営業費用	31,685,000	3,525,786	11.1
営業外費用	2,390,000	1,059,050	44.3
特別損失	2,000	-	0.0
予備費	100,000	-	0.0

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執行率
農業集落排水事業資本的収入	118,873,000	101,687,000	85.5
企業債	5,000,000	-	0.0
出資金	95,687,000	95,687,000	100.0
補助金	6,000,000	6,000,000	100.0
基金繰入金	12,186,000	-	0.0
個別排水処理事業資本的収入	25,808,000	12,143,600	47.1



企 業 債	9,900,000	-	0.0
出 資 金	11,945,000	11,945,000	100.0
補 助 金	2,976,000	-	0.0
負 担 金	987,000	198,600	20.1

・支 出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執行率
農業集落排水事業資本の支出	329,271,000	149,830,069	45.5
建設改良費	33,118,000	2,473,612	7.5
企業債償還金	296,141,000	147,356,457	49.8
投資	12,000	-	0.0
個別排水処理事業資本の支出	31,814,000	10,658,539	33.5
建設改良費	24,828,000	7,130,841	28.7
企業債償還金	6,986,000	3,527,698	50.5

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表 (平成29年9月30日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	( 固 定 資 産 )	
11,937,274,074	有 形 固 定 資 産	
4,176,000	無 形 固 定 資 産	
35,331,000	投 資 そ の 他 資 産	
	( 流 動 資 産 )	
754,115,183	現 金 ・ 預 金	
134,710,578	未 収 金	
1,413,900	前 払 金	
4,948,383	そ の 他 流 動 資 産	
	( 固 定 負 債 )	
	企 業 債 金	3,732,670,982
	引 当 金	34,154,133
	( 流 動 負 債 )	
	企 業 債 金	152,502,379
	未 払 金	374,307
	そ の 他 流 動 負 債	5,789,321
	( 繰 延 収 益 )	
	長 期 前 受 金	6,389,809,982
	長 期 前 受 金	
849,611,680	収 益 化 累 計 額	
	( 資 本 金 )	
	資 本 金	2,748,095,487
	( 剰 余 金 )	
	資 本 剰 余 金	222,644,354
	利 益 剰 余 金	74,057,692
	( 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益 )	
	営 業 収 益	64,560,922
	営 業 外 収 益	373,097,101
	( 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用 )	
63,665,562	営 業 費 用	
35,517,308	営 業 外 費 用	
171,884	特 別 損 失	
	( 個 別 排 水 処 理 事 業 収 益 )	
	営 業 収 益	4,108,424
	営 業 外 収 益	23,413,000
	( 個 別 排 水 処 理 事 業 費 用 )	
3,283,482	営 業 費 用	

1,059,050	営 業 外 費 用	
13,825,278,084	合 計	13,825,278,084

## 上下水道局公告

### 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成30年 1月24日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

#### 賦課対象区域

浜田字滝ノ下（別添図面（省略）に表示された施工箇所にした土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

### 秋田市上下水道局公告

秋田公共下水道事業分担金徴収条例（平成5年秋田市条例第15号）第4条の規定に基づき、受益者分担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成30年 1月24日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

#### 賦課対象区域

太平八田字堂ノ前、太平八田字寺野、太平八田字鷺越、太平山谷字地主、太平山谷字中山谷（別添図面（省略）に表示された施工箇所にした土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）